

午前10時30分開会

○桜井委員長 それでは、ただいまから環境まちづくり委員会を開会いたします。

傍聴者の方にご案内をいたします。当委員会では、撮影、録音及び通話は認められておりません。また、メールのやり取りなど、パソコン及びスマートフォンなどの電子機器使用も認められておりませんので、あらかじめご了承くださいと思います。

本日の日程をご確認いただきたいと思います。お手元に配付をさせていただいております。この日程のとおりに進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、日程1の陳情審査に入ります。

初めに、新たに当委員会へ送付された陳情、送付7-26、居住安定支援家賃助成制度の改善等を求める陳情です。陳情書の朗読は省略をいたします。

本陳情受付時の署名者は4名でしたが、先ほど追加で12名分の署名簿が提出されましたので、提出者と合わせて17名となりました。

本陳情について、執行機関から情報提供などがございましたら頂きたいと思います。

○山内住宅課長 それでは、陳情に関するご説明のほうをさせていただきたいと思います。

ファイルですが、ファイル番号の03、環ま02、環境まちづくり部資料2、居住安定支援家賃助成についてという資料となっております。

まず、制度の概要についてご説明いたします。居住安定支援家賃助成につきましては、千代田区内に居住する高齢者世帯・障害者世帯及びひとり親世帯で、やむを得ない事由により、区内での居住継続が困難になった世帯に対して、家賃等の一部を助成することにより居住安定を支援し、福祉の向上を図ることを目的としている制度でございます。

次に、助成金の種類と金額となります。助成金の種類といたしまして、毎月の家賃助成、転居の際の礼金や仲介手数料の転居一時金助成、契約を更新する際の契約更新料に対する契約更新助成、賃貸住宅にお住まいになった際に加入した火災保険料助成となっております。それぞれ家賃助成は月額5万円まで、転居一時金助成は家賃基準額の3か月分まで、契約更新助成は家賃基準額の1か月分まで、火災保険料助成は年額7,500円までとなっております。

支給期間につきましては、緊急的な事態への対応のため、次にお住まいの住居を見つけるまでの期間として、最大5年間としております。

申請条件といたしまして、所得の制限や住民税の滞納がないこと、生活保護を受給していないことを条件とさせていただいております。

制度に関するご説明は以上となります。

○桜井委員長 はい。ありがとうございました。

この陳情については、さきの予算・決算特別委員会の総括のところでも、一部出てきていましたですね。やり取りがあったかと思いましたが。

執行機関のほうから説明を頂きました。委員の皆さんからご質問ございましたら、頂きます。

○岩田委員 これ、そもそも制度の概要が、高齢者・障害者、ひとり親世帯で、やむを得ない事由があると。もう、これは行政の手助けがやっぱり必要なのということを、行政もも

ちろん分かっていた上でやっている制度だと思うんですね。そして、この福祉の向上と書いてあるじゃないですか。福祉の向上を図ることを目的としているわけですから、ここは、やはり5年間というのをばっさり決めるのではなく、ある程度、もうちょっと柔軟にならないものかなというふうに思っているんですけど、これは、今後はどうする感じなんでしょうか。もう5年間ですっぱりやめちゃうんでしょうか。

○山内住宅課長 現在のところは、5年間の間に住宅を見つけていただくための様々なご相談であるとか、そういったものに応じながら、5年間という形で対応のほうをさせていただきたいというふうに考えてございます。

○岩田委員 そもそも申請条件が月額20万以下の所得とか、こういう所得制限があって、それで、新たなところといっても、なかなか千代田区内で見つけるのは非常に困難と思うわけです。とするならば、やはり、こういうところにも自治体の手を差し伸べるべきではないのかなと思うんですけども、この制度の概要とか、そういう目的とかを考えたら、そういう結論になるのではないかと思うんですが、そこはいかがでしょうか。

○山内住宅課長 制度のほうでございしますが、確かに、目的として福祉の向上ということを書いてございます。そのため、こういった制度を運用しながら、新たな住居を見つけるためのお手伝い、相談等を受け付けていくという形でやらせていただいているものでございます。

○岩田委員 5年間というふうに区切ってはいますけども、やはり、次の住宅を見つけるまでと書いてあるわけですよ。それで、千代田区内で、例えば、月額20万以下の所得で果たして住宅が見つかるのかということを考えると、皆さん、もう千代田区から出るしかないですよ。例えば、千代田区のルールを緩和して、高層マンションとかを建てて、住宅を増やして人を増やすという、それはそれでまたいいのかもしれないですけども、新しく住民を入れるだけじゃなくて、今いる住民をもっと大事にしていだけないかなという、そういうふうに思う次第ですが、そこはいかがでしょうか。

○山内住宅課長 私どもといたしましても、委員おっしゃるとおり、今いらっしゃる方も何とか住めるようにということで、こういった制度を含めて、様々なご相談をさせていただいているところでございますので、そういった中で、どういったお住まいがつけられるかということについては、こちらのほうとしても、関係部署と協力しながら探していきたいというふうに考えてございます。

○岩田委員 先ほど言いました月額20万以下で、それで、どういうふうに次を見つけるようにするんでしょう、具体的には。そういう安いところが、所得内で千代田区内に住めるところが、たとえ5年間とはいえ、見つかるものでしょうか。

○山内住宅課長 なかなか家賃も高いという状況もございしますので、なかなか見つかりづらいというのは確かでございますが、そういった事例も、ゼロではなく、あるということでございますので、そういったところを、いろんなところと協力していただきながら、探していくといったような形ということでさせていただいてございます。

○岩田委員 今やっているということで、じゃあ、例えば、どういうふうなことをされているんでしょうか。確かにゼロではないのかもしれないですけども、陳情の方だけとっても、もう10人以上いるわけで、それを見つけるのは困難だと思うんですね、なかなか。5年間かかっても、それはちょっと厳しいんじゃないかなと思うんですけど、今現在、ど

のようなことをやっているんでしょう。

○山内住宅課長 まず、一番考えられるのは、公営住宅のご案内でございます。公営住宅につきましては、区営だけじゃなくてとか、都営とか、いろいろございますので、そういった住宅をまずご案内しているところでございます。また、そのほかにも、居住支援の窓口がございますので、そちらのほうと連携させていただきながら、そういったような住宅がないかということを探させていただいていると。あとは、例えばですけども、所得がなくなってしまうというような方もいらっしゃいますので、そういった方であれば、生活保護の部署と連携して、お話を通じたりというようなことをしているところでございます。

○岩田委員 生活保護だと、この条件には当てはまらなくなっちゃうわけですよ。これ、生活保護でないことと書いてあるんで。

○桜井委員長 そうだね。

○岩田委員 だから、それは考えずに、公営住宅という話がありましたけども、区営住宅とか都営住宅にしても、倍率を考えたら、そうそう入れるもんじゃないと思うんですよ。でも、区営住宅あります、都営住宅ありますと言われても、それは実際にはそうそう入れないと思うんですが、実際に入れるように、どういうことを、もうちょっと具体的に、区営住宅、都営住宅はもう当選するだけでも夢のような話なんですよ。それをもうちょっと具体的にというか、もうちょっと具体化していただきたいなと思うんですが、そこはどんなんでしょう。

○山内住宅課長 住宅の申込みにつきましては、普通にお申し込みを頂くというような形ではございますが、申込みの際に、ちゃんと住宅の申込みをしてくださいということで、そういった住宅募集のご案内等をしたりとかしているところでございます。また、それぞれの個々の事情によって、倍率が優遇されるというような場合もございますので、そこは、個人個人の方のそれぞれの事情によってということになっているというのが現状でございます。

○桜井委員長 じゃあ、ちょっと待って。

富山さん、今、手が挙がったんだけども、岩田さん、ちょっとそろそろまとめてくれますか。

○岩田委員 はい。

○桜井委員長 それで、ほかの方に移ります。

○岩田委員 優遇の場合があるというのは、例えばどういうときに優遇されるのか、そしてそういう事例はどれぐらいあったのか、教えてください。

○山内住宅課長 区営住宅等の申込みにつきましては、先ほど対象の世帯と申し上げました高齢者世帯の方であるとか、母子、父子ですね、ひとり親世帯の方でございますとか、障害者の方であるとかというのは優遇という形でさせていただいているところでございます。

その方々がどれだけ入れるようにしているのかということについては、すみません、ちょっと手元にデータがないため、即答いたしかねますが、区営住宅、都営住宅にご入居された方という事例は、何例かございます。

○桜井委員長 はい。富山委員。

○富山委員 こちらの事業について、1点だけ、別角度で確認させていただきたいんです

けれども、対象が高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯となっているので、事務事業概要を見てみると、現在も障害者世帯で受け取っていらっしゃる方がいらっしゃるんですが、この条件の20万円には、障害者年金などは加算されているのでしょうか、教えてください。

○山内住宅課長 こちらについては、あくまでも所得減少ということで、例えば、お勤めであるとか、そういったところが例えば倒産してしまったとか、そういったときの形となつてございますので、基本的には、そちらのほうの金額ということになってございます。

○桜井委員長 えっ。今……

○山内住宅課長 含まれてはございません。

○桜井委員長 障害者……

○山内住宅課長 障害者の手当等については含まれておりません。

○富山委員 「おります」。

○山内住宅課長 おりません。

○富山委員 「せん」。

○山内住宅課長 この額には含まれておりません。

○富山委員 ありがとうございます。

こちらに含まれていないということなんですけれども、障害者世帯というのは、障害者が世帯の中に1人でもいるということ想定されているだけで、世帯主だったり、この所得というのは、それ以外の方を想定されているのでしょうか。

○山内住宅課長 所得につきましては、世帯での所得となりますので、障害をお持ちの方であるとか、それ以外の方であるとかということは関係なく、世帯全体での所得ということになってございます。

○富山委員 はい、分かりました。

○桜井委員長 今、陳情項目というのは2項目ありますよね。助成期間を延長してくださいということと、それと、公営住宅を増やしてくださいということと、2点について、陳情者のほうからは陳情が出されております。今、今までの議論というのは、1番目の延長してくださいということについての議論だったと思いますけども、この2番目の公共住宅を増やしてくださいということについては、いかがなんでしょうか。

○山内住宅課長 区営住宅等の住宅につきましては、現状の水準を維持していくという形で、現在、区のほうでは、進めているところでございます。ただ、今後、空き家等を活用した事業等を行えるようにということで、アフォーダブル住宅を提供できないかということで、ただいまいろいろと研究して進めているところでございます。

○桜井委員長 はい。小野委員。

○小野委員 いろいろ公営住宅、これから考えていくということなんですけれども、今回の陳情者の方はもう半年というところで、せっぱ詰まられているので、非常にご不安な状況なのかなというのがこの短い陳情の中からも推察できるところです。とはいえ、助成の期間というものを延長するに当たっては、それなりの手続ですとか、そういったものが必要になってきて、場合によっては間に合わないかもしれない。そんな中で、何回も抽せんにも、公営住宅の抽せんというところにもしっかりと申込みをされているということなんですけれども、これ、ちょっと、もしかしたら、こういうお話をされているか分からない

んですけれども、千代田区が始めた、家主さんがやっぱりご高齢の方に対して住宅を貸すのを非常にちゅうちょされるということが問題になっていたと思うんです。そういうことに対して、では、千代田区ではこういうサポートをしていきますよというのが、いわゆる千代田区家主サポートだと思うんですけれども、こういったところとしっかりとつなげていくためのそういう取組、これは政経部になるので、もしかしたら、今、即答は難しいかもしれませんが、こういうところとの連携とかというのはされているんでしょうか。

○山内住宅課長 家主サポート保険につきましては、住宅課のほうで行ってございますので、そちらについては、もちろん、そういった住宅を探す際にも、ご利用いただけるようにということしておりますし、あとは、例えば、保証料の助成でございますとか、そういったことも併せてやっておりますので、居住支援とも協力しながら、そういった住宅を見つけるに当たって、そういったことを活用していただけるように、ご案内のほうをしているところです。

○小野委員 分かりました。じゃあ、その辺りのことも、しっかりと日頃からやり取りをした上で、こうした陳情が出ているんだということが理解できました。実際に、物件としては、こういうご相談って、意外と多いなと思っていて、民間のところ、民間の不動産会社に相談をしてみると、親切にそういう物件を探してくださるところって、私だけでも、私、これまでに3件ほどそういうことをおつなぎして、実際に民間で契約をされた、もっとご高齢の方、80代から90代の方とかいらっしゃるんですけれども、やっぱり、そこも根気強くやりつつ、公営住宅へも抽せんを引き続き——抽せんなんですけれども、しっかり申し込んでいただくというところが必要だと思います。

お一人ではなくて、何人の方がこうした問題を今後抱えてくると思いますので、そこに向けて、場合によっては、もう少し相談の乗り方とか支援の仕方というのを工夫しなきゃいけないんじゃないかなと思うんですけれども、その辺りについての課題感ですか、何かお感じのことがありますでしょうか。ちょっと直接的な助成期間の延長とか、そういうところももちろん含めてなんですけれども、いかがでしょうか。

○山内住宅課長 ただいま委員のほうからご指摘いただきましたように、期間が迫ってきたりとか、そうでなくても、5年間という期間でございますので、その間につきましては、私どもも、もう少し、今まで以上に、対象者の方一人一人に寄り添った丁寧な対応をできるように、私どもの課内の様々な制度の活用だけではなくて、区の様々な窓口がございますので、そういったところと連携しながら、対応をきちんと進めてまいりたいというふうに思います。

○小野委員 お願いします。

○桜井委員長 はい。岩田委員。

○岩田委員 先ほどの優遇の場合で、どういう人が優遇されるのかといたら、高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯でといたら、じゃあ、今、居住安定支援家賃助成を使っている方は、区営住宅とかで優遇を受けられるということでもいいんですね。

○山内住宅課長 居住安定支援助成でございますが、こちらの制度自体が高齢者、障害者、ひとり親世帯の方を対象としているものでございますので、そういう方がお申し込みいただいた場合には、優遇の対象となるものでございます。

○岩田委員 あとは、空き家を使った事業でとおっしゃいますけど、千代田区内で空き家

って、どれくらいあるんですか。それが、今すぐ住める空き家。

○山内住宅課長 今すぐ住める空き家というのが何戸あるのかというところについては、現在、調査を行うところでございますので、現在こちらで把握しているものとしたしましては、国の住宅・土地統計調査で、賃貸住宅の空き家が3,700戸ほどあるという結果が出ておりますので、本当にそれがすぐ入れるものなのかどうかというところを、現在、これから調査をさせていただくところでございます。

○岩田委員 そこ、空いているところが幾つかあるということなんですけど、先ほど言った月額20万円以下の所得の人たちが入れるのかどうかというのが一番問題で、もう家賃が50万だ、60万だというのは、とてもやっぱり入れるわけがないので、そういうのもちょっと考えていただきたいなというのと。まず一つ。

そして、継続的というふうに先ほどおっしゃっていたんで、でしたら、これはちょっと延長するというような、そういうことも視野に入れていただきたいなと思っています。

そして、あと、先ほどの高齢の方で不動産屋を回ったというような方がいらっしゃるんですけども、ここのところは、高齢者だけの話ではないので、それにちょっと焦点を当てるのはずれているかなとは思いますが。

あと、丁寧な対応とおっしゃいましたので、これ、どういうふうに具体的にされるのか、お伺いしたいと思います。

○山内住宅課長 制度の内容につきましては、今後、見直さなければいけない部分についてはどこなのかというところは、研究はしてまいらなければならないかなというふうに考えてございます。

また、丁寧な対応というところでございますが、こちらから、何というんでしょうか、相談を待っているのではなくて、こちらからどのような感じなのか、状況なのかとか、こういうことができますとか、そういったもののご案内をもっとこちらのほうからやっていくような形で、そういった住宅探しというようにところにつきましても、寄り添って行っていくような形かというふうに考えてございます。

○岩田委員 じゃあ、ちょっと最後……

○桜井委員長 今、区のほうから、待っているのではなくて、積極的にご相談に乗ってさしあげると。大切なところだと思うんだけど、今、この居住安定支援を利用されていらっしゃる方というのは、何人くらいいらっしゃるんですかね。

○山内住宅課長 現在のところ、10名の方となっております。

○桜井委員長 10名の方。

岩田委員、続けますか。

○岩田委員 はい。

じゃあ、最後で、先ほども継続的というふうなお話がありましたので、引き続き、この制度、やはり活用される方もいらっしゃいますので、延長などを視野に入れていただければと思います。

以上です。

○山内住宅課長 どのような手法がよいか、研究してまいりたいというふうに思います。

○桜井委員長 はい。

ほかに。

○小林委員 ただいまの議論の中で、対象者が10名、で、実際、現状、幾らかかっているでしょう。

○山内住宅課長 今年度の集計ではございませんで大変申し訳ないのですが、令和6年度に実際に助成した金額といたしましては、471万8,000円となっております。

○小林委員 これ、居住安定化支援家賃助成制度、非常に10名の方にとっては命綱のようで、なおかつ、住まいは人権ですから、このところ、どういうふうに区が大切にしていくかというところを問われていると思います。それで、役所というのは想定しなくちゃいけない。この人たちが、この制度が、これ、半年と言っていますけれども、半年が終わると、これ、全然、一生懸命探しても、区がいろいろ応援したとして、相談に乗ったとしても、想定として、この人たちはこれが切れるとどうなると想定しますか。

○山内住宅課長 例えばの話でございますので、あれですけども、今、家賃が払えないということで、居住安定支援家賃助成というもので家賃を払っている、お支払いいただいているということであれば、そこが不足するという形になるのかなというふうに考えてございます。

○小林委員 はっきりしないな。要するに、千代田区から出ていかななくてはいけないということですよ、家賃が払えなければ。ということは、長らく住んでいただいて、地域で暮らし、守ってこられた方が出ていってしまうというところで考えていかなくちゃいけないんですけど、先ほど少し議論ありましたけど、先ほど、空き家等を探してと言っていたんですけど、空き家等じゃあ、多分、調査して間に合わないと思うんですよ。空き家って、たくさんあるけれども。そうすると、区としては、この2で、公共住宅を増やしてくれ、これも区がすぐ判断するのは今の現状で難しい。住宅を簡単に増やせますなんていうのは、できない話ですよ。この10名の方が困っているから増やしたとしても、今、既に公共住宅に入れない方がたくさんいて、倍率が200倍だとか300倍だとか言っているんで、なかなか難しいと思うんで、これも少し空き家を探すというんじゃなくて、民間住宅の借り上げができない、そもそも区として。民間住宅を借り上げて、その部分について、公共住宅として、一定期間、借り上げていくという考えですと、こういうつなぎの人、つながなくちゃいけない人、探すのに、一生懸命探せば見つかる可能性があるんで、そういうことというのは考えられないでしょうか。

○山内住宅課長 借り上げ型の住宅につきましては、以前借り上げ型の区民住宅等を実施いたしておりまして、その制度が終了したところでございます。また、そういったことも踏まえまして、どういった方策がいいのかは、今後、検討すべき課題かと考えてございます。

○小林委員 私の言った質問は違います。借り上げ住宅制度をもう一度復活しろとか、考えろなんて言っているんじゃないんです。区として、一つの住宅を借り上げて、それを、要するに、公共住宅として貸すことが暫定的にできるんじゃないんでしょうかと聞いています。

○山内住宅課長 どういうやり方がよいかについては、ちょっとそういったことができるか、できないかも含めて、検討すべき課題かというふうに考えてございます。

○小林委員 あんまり時間ないんで、こういうせっぱ詰まってるんで、それは検討して、空き家を探してきたら、もう、ちょっとすごい時間かかっちゃうんで、そうじゃなくて、

ある住宅を借りて、それを公共住宅として暫定期間認めるか、認めないかなんで、これは政策の問題なんで、検討してください。

1 回答えますか。

○桜井委員長 うん、そうだね。検討できますか。

住宅課長。

○山内住宅課長 様々な手法のほうは、こちらのほうでいろいろ研究してまいりたいというふうに考えてございます。

○桜井委員長 小林委員。

○小林委員 私は、様々なことをやれなんて質問していませんよ。今、1点聞いただけです。そういう可能性があるのか、検討することがあるのかと聞いているんです。様々は聞いておりません。提案しているんです、一つ。

○山内住宅課長 委員にご提案いただきました内容については、それについて、研究をしていくような対応のほうは考えたいというふうに思っております。

○小林委員 僕、すごく長く議員をやっているんで分かるんですけど、役所が検討するというと検討する、研究するって、やらないということなんですよ。やらないということですね、じゃあ。ちょっとお答えください。

○山内住宅課長 申し訳ないんですが、やらないということは、私は一言も言ったつもりはございません。

○小林委員 言っていない。失礼しました。

○山内住宅課長 ございませんが、研究するというふうにお話をさせていただきました。

○小林委員 失礼しました。私がちょっと、ちょっと老害と言われちゃいますからね。すみませんでした。研究でも検討でもいいんです。やっていただきたいと思います。

それで……

○桜井委員長 さっき言っていることと違うじゃん。

○小林委員 しょうがないですよ。ちょっと、責めちゃいけないんでね。解釈としての私の解釈でした。

それで、先ほどから聞いていると、民間の、質問がありましたけど、民間の不動産屋さんも、千代田区にいる不動産屋さん、今まで千代田区役所の住宅課がすごく苦勞なさって、いろいろな不動産屋さんとお付き合いいただいて、非常に厳しい条件でも借りて、賃貸借契約に至るように、住宅課って努力されてきたんですね。これ、もう本当に評価します、今までの努力を。これをもう少し広げて、民間住宅を探してくれる、民間の不動産屋さんとうまくリレーションを取ってやってほしいんですね。今は、一定のよく知っている方、一生懸命やってくれているんですけど、それは非常に1本ぐらいしかあれないんで、役所として、やっぱり不動産屋さんとうまくリレーションをして、公共住宅に入れないう方に民間住宅を、いい民間住宅、いいというのはその人に合った民間住宅を探してくれるような不動産屋とうまくリレーションを取ってもらいたいんですけど、その辺は、今後、いかがですか。

○山内住宅課長 こちらでございまして、住宅課の窓口ではないんでございまして、居住支援の窓口がございまして、そちらのほうは様々な不動産協力店等と協力していただきながら、そういった住宅を探していただくような仕組みがございまして。

○小林委員 仕組みはあるんですけど、リレーションを取ってくださいねという質問なんですけれども、いかがですか。

○山内住宅課長 失礼いたしました。ただいまそういった窓口と、そういった——失礼しました、そういった民間の賃貸の事業者さんと連携を密に取るようにしているところです。

○小林委員 それでは、ちょっと視点を変えますと、対象者が、例えば、半年になった人が切れていたり、それぞれ5年ですから、どんどん切れていくわけですよ。時期的にはどんどん切れてくる。それを鑑みて、そういう方、単純に、先ほど471万円、年間かかっている、6年ベースでしょうが。ですけれども、1年延長されると、ここは陳情では延長してくださいということを行っているんで、ちなみに延長すると、お幾らぐらいかかるのか、いかがでしょう。

○山内住宅課長 それぞれの方で家賃の助成額が異なっておりますので、幾ら増えるかというところは、どういう方がというところでまた変わってくるかと思われま。今のところ、家賃の上限額としては、5万円ということになってございますので、そういった方が1年間延びれば60万円増える形になるかと思われま。

○小林委員 半年で切れる方という、この半年で切れてから、もし、1年間延ばせば、60万円ですよ。その間にどんどん切れていくんですかね。今、ちょっと予算の話をしているんで、ちょっとつかんでいないというのは、分からないんですか。例えば、今年、この人だけなら、1年延長しても60万円だけですよ。その次の人がどんどん切れていけば、また60万、また60万、60万とかかって、結果、400……

○桜井委員長 71。

○小林委員 71万になっちゃうのかもしれないんだけど、その辺の段階的なことって、何でもそうなんです。困ったときには、ステップ的に東京都もよく対応するじゃないですか。ね、部長。よく対応していますよね、ステップでね。いろいろステップで対応すると思うんだけど、その辺のことは分かりますか。

○山内住宅課長 終了年度につきましては、こちらのほうでも把握してございますので、おおよそでございますが、毎年2名ぐらいずつ制度が終了していくような現状でございます。

○小林委員 そもそも論に戻りますけど、これ、5年と切ったのは何ですか。いつ。

○山内住宅課長 現行の制度となりましたのは、平成18年でございます。このときから、こういった形で制度のほうの運用をさせていただいているものでございます。

5年間ということでございますが、5年間の間、一時的ということで、緊急的な避難ということでございますので、5年間という形で、一旦、これを区切らせていただいて、制度として運用をさせていただいているものでございます。

○小林委員 平成18年から、今もう何年たったんでしょうかね、かなりたっていて。今、千代田区というのは、住宅が物すごく値上がりしちゃっていて、住み続けるのは大変ですよ。そうすると、こういう考えというの、もう時期が10年だったら、20年だったら、一度見直さないと、住宅事情はますます千代田区に住み続けるというのは厳しくなっているんで、この辺は、5年でいいのかどうか。ひょっとしたら10年要るのかもしれないですね。その辺は、一旦、これは見直したほうがいいんじゃないかなと、議論していると感じたんですけど、その辺の検討というのはなされる予定はございますか。

○山内住宅課長 私どもとしては、いろいろ制度を見直しながら、何かよい方策がないかというところで、日頃からいろいろとさせていただいているところがございます。先ほど話が出ました高齢者の家主サポート保険もそうでございます。そういった新たな事業も含めて、いろいろと検討、見直しというか、制度全体を見て、対応のほうは考えていくということをやっているところでございます。

○桜井委員長 はい。

ほかにありますか。

○大坂委員 様々、議論がありましたけれども、そもそも、こういった制度というのは、他の区、他の自治体というのはどういう形で対応されていらっしゃるのか、その辺の把握はされていらっしゃるのでしょうか。

○桜井委員長 出てきそうですか。

○山内住宅課長 あ、はい。

○桜井委員長 ちょっと休憩します。

午前11時11分休憩

午前11時12分再開

○桜井委員長 委員会を再開します。

答弁からお願いします。住宅課長。

○山内住宅課長 申し訳ございませんが、ただいま詳細なデータがないので、あれなんです、実際に私どもでやっているような助成をやっているという区はあまりないというのが現状でございます、ちょっと、数としては、すみません、幾つというのが申し上げられなくて申し訳ないんですが、そういったような状況でございます。

○桜井委員長 大坂委員。

○大坂委員 住宅に関する取り巻く環境ですとか、そういったものは、やっぱり各自治体が違う中で、これまで千代田区としてはかなり手厚く、こういったことに対して、やってきたというふうに私ども認識はしているので、これは恐らく本当に千代田区独自で、ほかにもやっているところはあるかもしれないですけども、周辺を見ても、あまりこういったものはないというのが現状なんだろうなとは思っています。とはいえ、千代田区でも、住宅をめぐる環境が年々悪化していく中で、これから先どうやってやっていかなければいけないのかという課題は、もう、常々、千代田区としては検討されていらっしゃると思いますので、その辺を踏まえて、しっかりとやっていただきたいなと思うんですけども、この制度自体は、あくまでも緊急避難的な意味合いというのが強いのかなと思っています。それがゆえに5年間というふうに区切っているんだと思うんですけども、現状、これまで利用された方々の中で、5年を満了して終了している方と、途中でもうこの制度が要らなくなって、ちゃんと住宅が見つかりましたよという方と、どれぐらいの割合になっているのか、把握されていらっしゃるのでしょうか。

○桜井委員長 分かるの。

○山内住宅課長 分かります。ちょっとお待ちいただけますでしょうか。すみません。

○桜井委員長 はい。ちょっと休憩します。

午前11時14分休憩

午前11時15分再開

○桜井委員長 委員会を再開します。

答弁からお願いします。

○山内住宅課長 今までのところ、終了された方のうちで、約5分の1の方が期間満了で終了という形になってございます。ただ、期間満了で終了した方のうちで、そのまま継続でお住まいになられている方、また、それ以外に、多分、ちょっとすみません、その後、追いかけていないので、分からないところはあるんですが、居住継続をされているのかどうかというところは、ちょっとそういった方は分からないんですが、居住継続をされている方がそのうちの半数ぐらいはいらっしゃるというような形でございます。

○桜井委員長 大坂委員。

○大坂委員 数字としては少ないのかなという印象はあるんですけども、一番大事なのは、5年間の中でしっかりと次が見つかって、安定して千代田区内、もしくは、その方の意思もあるんでしょうけれども、他区でしっかりと住んでいくことができる、生活していくことができる状況をつくってあげることが一番大事なのかなと思っています。

先ほど来委員のほうから、各委員のほうから、様々な住宅の供給方法ですとか案内方法という提案がありましたけれども、やはり、そこに尽きるのかなと思っていまして、5年間の間の中で、窓口なのか、戸別訪問なのか、その辺、いろいろとやり方はあると思うんですけども、その中でどうやって親身になって相談をしていって、結論まで導いてあげられるのかという体制づくりが一番大事だと思っていますので、今回、ご高齢者、障害者、ひとり親世帯というところで、様々なほかで使える制度とかもあると思うんですよね。そういったところも踏まえて、しっかりと1本の窓口なのか、その辺は分からないですけども、そういった体制というものをしっかりとつくっていかなければ、この制度自体だけでは解決しない問題なのかなと思っていますよね。

ですので、その辺りの研究ですとか充実というものを進めていっていただきたいなと思っていますんですが、いかがでしょうか。

○山内住宅課長 今、委員おっしゃられたとおり、様々な制度を連携しながら、様々な部署と協力しながら、こういったことをやっていくのは非常に大切だというふうに考えてございます。現在も、それぞれが持っている制度を含めて、いろいろと、今、居住支援のところと相談しながら、ご案内する際にこういったものが使える、ああいったものが使える、こういったふうに、じゃあ、やっていけるといようなことを相談させていただきながらやってございますので、それをさらにもっと深めていけるようにしていきたいというふうに考えてございます。

○桜井委員長 はい。

ほかにありますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。今、最後に、大坂委員から取りまとめ、皆さんの意見を聞いていただいた上での取りまとめをしていただいたように私自身も感じました。この5年間という、先ほど緊急避難的な制度でスタートしたんじゃないかという中で、やはり、この5年間の中で、いかに居住支援の仕組みを、区が、ほかの部もあるでしょう、福祉部もあるだろうし、そういうところも含めて、いかに陳情者の方たちにご協力をしてさしあげられるかというのが、区として大切なことだと思うんですよ。この陳情内容としては、この制度自体

の助成期間を延長してほしいということと、公共住宅を増やしてくださいという、この2点が陳情審査として出ています。で、助成期間を延長してくださいということについては、5年間を例えば10年にするとか、15年にするとかというようなことは、これはなかなか先ほどのやり取りの中でもちょっと難しいのかなと。制度自体の性格上、考えたときに、制度自体をいじっていくというのは難しいのかなというふうには感じましたけども、ただ、お困りになっていらっしゃる方々の実情というのは、みんなそれぞれ違うんですね。10人いれば10人とも皆さん違うので、やっぱり、そこはお一人お一人に寄り添っていただいて、それで、その人たちに合うような形での対応をしていただくということって、これ、大切なことだと思うんです。

もう一つの期待は、2番目で公共住宅を増やしてくださいということがありましたけど、公共住宅自体は、アフォーダブル住宅の話が出ていますけどね。出ていますが、現実問題として、具体的に幾つぐらい供給ができて、幾らぐらいになるのかとか、どこの場所にできそうなのかとかというようなことというのは、全く分かっていませんよね。その中で、住宅に困っていらっしゃる方、この陳情者の皆さんにアフォーダブル住宅がありますからというのは、実にこれは酷ですよ。やはり、現実問題として、どうしていくかというのを、委員の皆さん、皆さん心配して、こういう発言を頂いているところなので、制度自体をいじることではできないのであれば、お一人お一人の実情を考えていただいて、それで、条件がありまして、区営住宅の申込みを条件にというようなことをお話になっていますから、お一人お一人に、実情に合った形で相談に乗っていただくと。形として表すことができるような、何年なんていいですから、お一人お一人に寄り添った形でのご相談に乗っていただくということ、委員の皆さん、いかがですか。委員会として、執行機関に申入れをするということで、この陳情については、陳情者の方にお返ししたいと思いますけども。

住宅の政策にも関わることなので、まちづくり部長に最後にちょっと答弁をしていただいて、委員会としてそのように取りまとめたいと、委員長としては思っています。

いかがでしょう、環境まちづくり部長。

○藤本環境まちづくり部長 今、委員長ご指摘のとおり、やはり、あと6か月というふうに迫っているという方が、一番どうするかということが大事だと思っていますので、しっかり、その辺り、お話を伺って、今回、今年から、今年度から、福祉部門のほうでは、居住支援法人というのに委託をして、紹介をしたり、あと、実際、住み替えのための物件紹介をしたり、あと、実際、契約書の書き方のサポートしたりとか、5億円近い予算の事業が始まっていますので、そういった意味で、しっかり、ニーズを、まず、お話を伺って、それで、区役所内どこで対応というか、進めていけば、うまくいくのかというのをしっかりやっていきたいと思っていますので、委員長おっしゃったとおりで、今後、進めさせていただきたいということでございます。

○桜井委員長 はい。ありがとうございました。

ということで、以上のことを陳情者の皆様にやり取りを添えて、お返ししたいというふうに思います。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。それでは、以上で、送付7-26、居住安定支援家賃助成制度の改

善等を求める陳情の審査を終了いたします。

次に、新たに当委員会へ送付された陳情でございます。送付7-28、人身の危険回避のための第一種住居地域での巨大タワーパーキング禁止および土砂災害警戒区域での擁壁工事の見直しに関する陳情です。陳情書の朗読は省略をいたします。

なお、本陳情に添付の詳細資料は、委員、理事者限りとなっております。委員、理事者の皆様には、取扱いにご注意を頂きたいと思っております。

本陳情について、執行機関から情報提供がありましたら頂きたいと思っております。

○武建築指導課長 建築指導課長から、陳情について情報提供させていただきます。

まず1点、ちょっと修正しなきゃいけない事項がございました。9月4日の環境まちづくり委員会で、私のほうから、こちらで計画されている建物の駐車場の台数について、間違いがありましたので、ちょっと訂正させていただきます。地下1階と2階、地下2階にも駐車場がございまして、そちらの図面が私どもには届け出ていただいておりませんでしたので、ちょっと地下1階のみの駐車場ということでお答えさせていただきました。

地下1階、2階を合わせまして81台、その他がタワーパーキング64台ということで、訂正させていただきます。

こちらの陳情で出されています、この中には、路外駐車場という表現が添付資料の中でございますが、こちらの駐車場に関しましては、不特定多数の者が使用できるものが路外駐車場となりますが、こちらの建物につきましては、マンションの方が全てお使いになるということで、路外駐車場にならないということで、路外駐車場となった場合は、駐車場出入口を二つに分けなきゃいけないんですが、この場合、路外駐車場が見当たらないということで、そういう規定はここには適用されないということでございます。

また、建築審査会、こちらは都の建築審査会にかけられる案件でございまして、前回は建築審査会が8月に行われたということで、そこでは同意が得られず9月22日に再度行っておりまして、その審査会では同意が得られたということをお聞きしております。

説明は以上でございます。

○桜井委員長 はい。

委員の皆さんから、この件についてのご質疑がございましたら頂きたいと思っております。

○小林委員 まず、この第一種住居地域でタワーパーキングを、巨大なタワーパーキングを造ることによって交通量調査をされていると思うんですけども、その交通量調査について、調査の仕方が偏っているんじゃないかという意見があるんですけども、3か所なさっているんですけど、ここに、資料にあった地図をちょっと拡大して見ているんですけども、非常に交通事故が起きた場所とか、そういう場所での測定がなされていないようなんですけど、その辺については、どう考えますか。

○加島まちづくり担当部長 前回、前々回ともそうなんですけど、これ、物件が東京都に関わる案件ですので、我々としてそこまで熟知していないというのがあれなので、ちょっとそのご質問にはお答えすることはできないというところでございます。

○小林委員 できないでしょう。東京都の建築審査会での審査の中で、今、オーケーが出ているようで——出ているかどうか分からないんですけど、出るだろうというところなんですけど。でも、現場にいる、東京都と千代田区はちょっと現場が違うんで、千代田区として、そういう、要するに、交通量の調査が曖昧だと思われるような指摘があったときに、

東京都が建築審査会でやっているんで、千代田区としてはお答えできないで、要するに、実際、事故が起きたりしたときは、千代田区の住民の方が事故に遭われるわけなんで、その辺というのは、突っぱねていいのか、千代田区として。とって、千代田区で調べても、できないだろうけれども、この辺というのは、やっぱり少し考えないと、この交通量については、事故があってからじゃ遅いんで、この辺に対する対処というのを、要するに、事業者に求めていかななくてはいけないと思うんですけど、それは調査しようが、しまい、事実はあるので、その辺は、建築主というか、について、千代田区としては意見を申し述べることはできないんでしょうか。

○加島まちづくり担当部長 交通量の調査に関して、その結果ですね、検討して、結果でどういう対応するかということに関しましては、区とか都というよりも、警察のほうの確認になりますので、そちらのほうはどう見解したかということだというふうに思っています。ただ、こういった意見が本議会の委員会の中で出ていますよということに関しまして、事業者のほうにお話しするということは、全然、それは対応できるかなというふうには思います。

○小林委員 九段小学校の説明会でも、その辺の事故のことについては、文人通りなんかは狭いんで、何とか配慮してほしいという意見は出ておりますんで、そここのところは、しっかり、やっぱり通学路に関係することなんで、意見を申し述べておいていただきたいと思うんですけども、その辺、具体的に住民だけじゃなくて、小学生、要するに、学生、児童が通行するところに対する、必ず交通量が増えるんで、その辺のご配慮を頂かないといけないと思うんですけど、もう一度、その辺も含めてお答え……

○加島まちづくり担当部長 陳情書の最後のほうに書いてあります。「詳細は別紙に記載しますが」の最後の行ですね。

○小林委員 そうそうそう。

○加島まちづくり担当部長 建設計画の見直し、これは我々権限がないので、なかなかこうしてくださとは言えないんですけど、その後の情報公開を強くということは、建設計画の説明だとか、そういったところを言われているのかなと思いますので、そういう機会を持って、ちゃんと地域の方々に説明をしてほしいということは申し添えたいというふうに思います。小学校で、じゃあ、誰にとか、どういう形でやればいいのかだとかというのはありますので、そこは、委員のご意見ありましたので、それは相手方に伝えさせていただければなというふうに思います。

○小林委員 ちょっとまた追加してなんですけど、今、交通量の話でしたけど、やっぱり建物が建つことで、日影について、日影の、これ、住宅地なんで、第一種住居地域ですよ。日影に対してなんですけれども、日影に対しては規制がないはずなんです。けれども、実際は、小学校もそうだし、日陰になっちゃうんですよね。運動会のときに、日陰になっちゃったり、今までの環境が崩れるわけなんで、これも、やっぱり、日影に関しては、特に、交通事故もそうなんですけど、これ、毎日必ず日が落ちているんで、この辺の説明というのは丁寧に、小学校もしくは近隣には、要するに、説明する必要はないんでしょうけれども、しなくてはいけないと思うんで、その辺についても、ちょっとお願いをしたりとか、業者に対してお願いして。

ちょっと日影についての考え方を、区の考え方を教えていただけないか。示していただ

けないか。

○武建築指導課長 こちらの建物につきましては、近隣の方につきましては、中高層の早期周知ですね、既に説明を頂いているということと、あと、中高層の条例ということで、都の案件に基づいて説明をしていますので、その中で、日影とか説明いただいているというところがございます。また、この地区につきましては、三番町地区につきましては、高さが50メートルと、建物を、大規模なものについては下げていただいて、そういった中で近隣に配慮していただくという考えでございます。

○小林委員 これ、法律に違反していないんですよ、そもそも。違反していないんだけど、困っているから陳情しているんで、その辺を、要するに、中高層、説明、早期周知だか何だか説明するのは、もう、これは区の条例でやらなくちゃいけないんで、そのときに、説明すればいいという話じゃなくて、やっぱり不安を持っている方で、ずっとある人については、いついつやったというだけではなくて、やっぱり説明を、先ほど言われたように、どこにしろって難しいんだけど、常に説明できる体制を取っておいて、日影なんかは、ふだんから毎日ずっと日が落ちてしまったら、小学校だって、ずっと日陰になっちゃう、校庭に日が落ちちゃうというところなんで、その辺は、要するに、業者に対して、そういう意見があったことを強く申し入れておいていただきたいんですけども。

○武建築指導課長 日影も含めまして、いろんな不安があるということは、業者にお伝えして、安全な、建物が建った後でも、安全な建物ということではお伝えさせていただきたいと思います。

○桜井委員長 春山委員。

○春山委員 交通のことについて、これまでも何度もこの件については質疑させてきていただいているんですけども、都の届出で区が何もできないというこの現状については、理解はした上で質問させていただきます。

文人通りは、私自身、地元というか、文人通りに面したところにちょっと長く住んでいたんで、このまちの変容についての1回調査をしたことがあるんですけども、1986年、1985年から2025年の40年間の間で、かなり低層のお屋敷も含めた2階建てぐらいのところから、地区計画の改定が定められたこともあって、街区の容積率が200%から大体400%以上に街区全体で変化し、非建蔽面積は80%から60%ぐらい減ったと。大体、そのぐらいの集合住宅が中心に建物が変わることによっての容積率が上がってきたというところに対して、道路台帳は40年間一切変化していないと。で、インフラは変わっていないと。やっぱり、そこにそれだけ人が住んで、車が使う駐車場が設置されていくということ予測しながら、まちの在り方なり、事業者に対して、こういう設計にしましょうとか、まちのインフラのほうであれば、こういう形にしましょうというような定められるような地域ルールであるとか、地区計画に駐車場の設置を入れていくとかということちゃんと将来を見据えながら、地区計画を定めたときと都心居住回帰といった時点で、本来では、こういうことが起きるだろうということが想定できたと思うので、この件に関して、今、区としてできることはないと思うんですけども。

文人通りは本当に何度も警察に相談するぐらい接触事故が多くて、子どもたちも本当に危ないと、しょっちゅう相談がある通りです。ほかの文人通り以外のところもやっぱりそういう話がある中で、これからのまちのここまでの変容をどうやってインフラで支えてい

くのか。住んでいる人たちが安心・安全に生活できるのは、道路空間であるとか、まち並みがどうあるべきかというのをそろそろちゃんと考えていかないと、漠然とした不安ばかりが皆さんの中に出てしまうので、本当にタワーパーキングが建ってしまったとしても、安全な道路空間というのはどうあるべきかというのは、ちゃんと行政のほうで考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○齋藤麴町地域まちづくり担当課長 まちの変化に対するインフラが追いついていないんじゃないか。今後、また開発が起こりつつ、まちが変化していく中で、どう都市インフラを考えていくのかということ、委員のご指摘、ごもっともだと思っております。

我々としては、これまでもちょっと答弁をさせていただいていますが、現状、今、この文人通りに限らず、地域の交通量調査も実施しており、その中で、どのように変化しているかという話とか、あと、土地利用の変化を踏まえて、どう交通量が変わっているかといったようなところも調査をさせていただきますので、そういったことも踏まえつつ、あと、地域の方がどう思われているかということも踏まえつつ、どうルール化していくかといったことも研究して、検討していきたいと思っております。

○春山委員 ありがとうございます。

ぜひ、調査も含めて、しっかりと、道路の交通量だけでなく、1階の外部空間というのもとても大事で、そこがどうフィジカルプランがされているかによって、人の行動も、安心・安全性も変わると思うので、そこもしっかりと調査をしていただきたいと思います。

もう一点ご答弁いただいたんですけれども、ウォークブルなまちづくりをしていくという方向と、住民の人たちがそういうまちであってほしいとか、自動運転がよりよく走るようなまちであってほしいとかという意見が、いろんなところで、懇談会でも出ている中、それと相反するような事態がまちの中に起きないように、しっかりと住民の方々の声と環境調査と合わせて、どういうまちづくりをしていくのかというのを、よく住民の方々とも話し合うような形を進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○齋藤麴町地域まちづくり担当課長 そうですね。ちょっと番町地域については、まちづくりのビジョンの検討が、今、一旦止まってございますけど、そういったことを再開する中で、地域の実情も踏まえつつ、しっかり将来像を検討してまいりたいと思っております。

○桜井委員長 はい。よろしいですか。

ほかによろしいですか。

○岩田委員 陳情書にも書いてありましたけど、これ、昨日、テレビでもやっていたと思うんですけども、何ですか、擁壁のところですよ。コンクリートをやらなくて大丈夫なんですかね、盛土だけで。というのが何かここに陳情書にあるんですけど、実際、これは大丈夫なんですか。

○武建築指導課長 今は、大谷石で積み上がっているということなんですけど、そこを全て取り払って、盛土も、土も取って、新たなコンクリートでやりますので、ご心配のことは、盛土は全て――土が戻ってくるということはないんですが、一部、建物が、今までの建物ができることによって、土がまず少なくなる。あと、また、この擁壁の基礎がありますので、そういった部分では、以前よりは土が少なくなって、安全な方向に行くということで確認しています。

○岩田委員 その擁壁も、寿命として、五、六十年ぐらいというふうな話もあるんですけど、そういうところはどうなんでしょう。

○武建築指導課長 コンクリートの強度、一般的には50年ということなんですが、強度的には、もっと100年とかはもつレベルだと思っています。

○桜井委員長 土よりはね。土よりはいい。土よりはね。

○岩田委員 100年。すごいですね。

○桜井委員長 はい。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。この陳情ですけども、ご案内のとおり、4月25日と9月4日の日に当委員会に陳情が出されておりました、皆様にご審査を頂いて、陳情者にもう既にお返しをいたしております。そのときも、この案件が1万平米を超えるということで、なかなか千代田区のほうから主体的に規制をかけるということは難しいという話が出ました。とはいっても、千代田区民の方たちがそこに住まれて、また、地域の方たちもそこに住まれるわけですから、やはり安全な工事を、また、建物を建てていただきたいということで、今後についても、見守ると。何か変化があったときにはお話を頂きたいというような、そんなような仕切りで、今回この陳情書を頂いたということでございます。陳情の中にも書かれている駐車場の台数等については、冒頭、建築指導課長がご説明を頂いたとおりの修正を頂いたということでございます。

今後についても、今、私のほうからお話をしたとおり、非常に安全な工事なり、または安全に留意をしていただいて、この陳情者のご心配のように、にかなうように、安全な工事をきちっと千代田区としてもしていただきたいと。あとは、東京都に申入れをするような内容も、先ほど整理も、整理というかご指摘も頂いておりますので、そのところはまたその都度お願いをしたいということで、安全な工事を今後もお願いしたいということをお願いして、申入れをして、委員会としての取りまとめとさせていただきたいと思っております。お返ししたいというふうに思っております。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。それでは、そのようにさせていただきます。

ちょっと休憩します。

午前11時45分休憩

午後 0時58分再開

○桜井委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

新たに当委員会へ送付された陳情、送付7-25、千代田区内にキャッチボール広場の設置を求める陳情書です。陳情書の朗読は省略をいたします。

陳情受付時の署名者は37名でございましたけども、先ほど追加で12名分の署名簿が提出されましたので、提出者と合わせて50名となりました。陳情審査に当たり、文教福祉委員長にご了解を頂き、子育て推進課長、子ども施設課長にご出席を頂いております。よろしくをお願いをしたいと思います。

本陳情について、執行機関から、まずは情報提供などございましたら、お願いをしたいと思います。

○村田道路公園課長 まずは、お手元の資料、ファイル名、環ま資料01、環境まちづくり部資料1の神田橋公園と和泉公園整備の概要をご覧ください。よろしいでしょうか。

神田橋公園は、これまで公園内に設置されていた自立支援センターの解体に伴い、再整備をしております。整備に当たり、まずは、お子様を含めた地域の方々にとどのような遊び方をしたいか、意見を伺ったところでございます。これを踏まえ、キャッチボールもできるボール遊び広場の整備が重要と考えており、現在、防球ネット等の検討を進めたいと考えております。今後改めて地域の方々から意見を聞きながら、検討内容をまとめ、補正予算を計上し、早期着手を目指してまいります。

一方、和泉公園は、隣接する和泉公園の老朽化に伴い、小学校と公園の敷地を交換し、一体的に整備しております。現在は、資料のとおり、学校利用地と公園利用地が立体的に重なる形式で、都市計画決定に向けた検討を進めているところでございます。都市計画決定し、基本計画を策定した後に、まずは、公園の解体から工事が始まります。その後、現公園敷地に新たな小学校を整備し、そこに引っ越した後、現小学校を解体し、新たな公園を整備するといった手順で進めてまいります。このため、新たな公園整備の完了は、今から10年程度先となる見込みです。

今後、今回頂いたキャッチボール広場を整備してほしいというご意見や協議会等を通じて、地域の皆様、お子様から頂くご見等を踏まえ、公園の整備内容を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○桜井委員長 はい。

ほかにありますか。

○山崎子育て推進課長 私のほうから参考資料のほうを出させていただいておりますので、そちらのほうに基づきまして、遊び場事業について、簡単にご説明させていただきます。

概要でございます。平成25年度より、子どもの遊び場に関する基本条例に基づき、子どもの遊び場事業を開始しております。子どもが外で伸び伸びと遊ぶことができる環境づくりを推進しているところでございます。これまで、区民ニーズ調査などの意見も踏まえ、遊び場の確保に努めたことにより、現在では区内10か所で子どもの遊び場事業を展開しております。

実施方法としましては、プレーリーダーを配置し、安全管理や遊び相手としての役割を担わせるとともに、ボールなどの遊び道具の貸出しを行っているところでございます。また、プレーリーダーの配置や遊び道具の貸出しを行わず、シルバー人材センターに安全管理のみを委託し、子どもが自由に遊べる場の整備を行うケースもあります。

ご説明は以上でございます。

○桜井委員長 はい。ありがとうございました。

それでは、委員の皆さんから質疑をお受けします。

○大坂委員 今、説明がありました。私も子どもの頃からこの千代田区内ですと野球をやっていた。当時は、私なんか小学生の頃は、普通に路上でキャッチボールをやれる時代でもあったというところはあるんですけども、今、この時代、路上で、子どもたちだけでキャッチボールをするということは当然やれないですし、もちろん、公園でもなかなかやりづらいという現状があると思います。陳情者の意見の趣旨というのが、単

にキャッチボールができるというだけではなくて、これはもう子どもたちが野球に取り組む過程の中での練習みたいな形でできるような施設を要望されていらっしゃるのかなというふうに認識をしています。

近隣の他区の状況を見てみると、やはり面積が広いという部分はあるんですけども、新宿区、文京区等々で、キャッチボールですとか軟式野球のボールを使ってできる場所というのが結構あるというのが現状なのかなと思いますので、その辺も踏まえて、いろいろと検討していただければいいのかなというふうに思っています。

一つ目の神田橋公園の整備や和泉公園の整備などの機会を利用して、キャッチボールの場所を整備することという陳情事項があるんですけども、これは、先ほどありましたとおり、神田橋のほうで整備されるということもあるんですけども、1か所だけではなかなか少ないのかなというのも現状としてあるんですけども、今後、ここは整備していただくにしても、拡大をしていくというようなことは、今のところ考えていらっしゃるのでしょうか。

○村田道路公園課長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

委員おっしゃるとおり、1か所だけではやはり少ない、区全体でキャッチボールができる場所が1か所というのは、さすがに少ないかなというふうに思います。ただ、これもおっしゃっていただいたように、なかなかできるような場所を探すというところが、千代田区内では難しいということもありますが、未利用地等も含めて、できる場所がないかということも、今後、検討してまいりたいというふうに考えております。

○大坂委員 本当に千代田区は使える土地が少ないですし、そこ、この数年間の経緯の中で、子どもの広場を少しでも多くつくっていかうという事業が行われていて、何か所か確保されながら、で、また何か所かなくなっていくということを繰り返しながら、今、来ているというのが現状だと思っています。なおかつ、野球だけじゃなくて、バスケットだったりだとか、ほかのスポーツとの共存も図っていかなければいけないというのも、非常に難しい問題なのかなとは思っています。

そういったこともありながら、数を増やしていくということがやっぱりどうしても必要なことなんだろうと思っているので、その辺、しっかりといろんな場所があると思いますし、情報をしっかりとキャッチしていただきながら、時限的なものでもいいので、1年間、2年間でも使える場所があったら、そこは取りあえず子どもの遊び場にして、その後、また次の本格的な土地の利用につなげていくと。そういったような視点というのは、常に重要だと思っているので、そういった視点も忘れずに、整備をしていただきたいと思いますと思うんですけども、いかがでしょうか。

○村田道路公園課長 ただいま委員おっしゃっていただいたように、ひとえにボール遊びといいましても、キャッチボールのほかにもいろいろな遊びをしたいお子様がいらっしゃるということは認識しております。今回の神田橋公園も含めて、そういった様々なニーズに応えられるような運用方法ということも含めて、より多くの方が満足いただけるような使い方ということを検討してまいりたいというふうに考えております。

○大坂委員 はい。ありがとうございます。

そうしたこれまでの流れの中で整備されてきたものの一つに、飯田橋三丁目の広場というのがあると思います。ここも、バスケットのゴールもありながら、普通にキャッチボー

ルもできるというような場所なんですけれども、ここ、土日とか見ていると、すごく盛況で、なかなかその間を縫って、それぞれがいろいろと工夫をしながらバスケットをやったり、キャッチボールしたり、また違うことをやったりというような状況が見てとれるんですけれども、結構、区外の方がいらっしゃったりとかという状況もあると思うんですけれども、そうしたときに、結構、大人ですね、大人がバスケットボールをしに来ちゃったりとかすると、小学生、中学生が思い切って遊べないという現状があるんですけれども、そういったことは認識をされていらっしゃいますでしょうか。

分からない。分からない。

○桜井委員長 分からない。担当が違うの。担当が違うのね。（発言する者あり）

担当が違うんで、分からない。

道路公園課長。

○村田道路公園課長 ちょっと飯田橋の広場に限らずというところでお話しさせていただきますが、やはり、我々としても、一番は区内の子どもたちに遊んでいただきたいという思いで整備をさせていただきたいと思います。とはいえ、じゃあ、そうじゃない方が来たら、その方にどいていただくのかというところは、一概にどいてくださいというわけにはいかないのかなと思いますので、その辺の運用方法も含めて、今後、工夫してまいりたいというふうに考えております。

○桜井委員長 大坂委員。

○大坂委員 はい。ありがとうございます。

運用の中で工夫ということも非常に重要なとは思いますが、一方で、新宿区の状況とかを見ても、遊び場の数が圧倒的に違うという部分は否めないんですけれども、公園によっては、小学生優先ですとか、小学生専用まではいかないまでも、優先になっていたりというボール遊びができる遊び場が整備されているという部分もあるので、そこは、本区の場合は、数が少ないですから、なかなか今の段階で優先だとか専用というのは難しいかもしれないんですけれども、数を増やしていくことによって、そういった運用もしていくことができるのかなと思いますので、まずは、子どもたちがしっかりと安全に遊べるということが重要なので、そういった視点から、数を増やしていくことをお願いしたいんですけれども、いかがでしょうか。

○村田道路公園課長 今、委員がおっしゃった意見を我々も受け止めて、お子様たちが優先的に遊べるようなルールづくりというものに取り組んでまいりたいと思います。

○大坂委員 ありがとうございます。

野球の練習というところにちょっと専門特化をしてしまうと、小学生の野球で言うと、ピッチャーから、ピッチャーマウンドからホームベースまで16メートル必要なんです。塁間も23メートルあるということを考えると、やっぱり縦の長さが20メートルから30メートルぐらいないと、子どもたちにとって、楽しい練習ができないと10メートル、15メートルぐらいだと、そこでボール投げができますよといっても、小学生にとっては楽しい空間ではないということも重要なんです。ですので、ある程度、横の広さというのは、キャッチボールをする上では必要ないので、長さがあれば、キャッチボールは十分にできるという視点もあるんです。ですので、広い空間なんですけれども、細長くても、キャッチボールは大丈夫というところはあるので、そういった視点から、いろいろなスポ

ーツの特性に合わせた形で、土地の利用というのはいろいろ制限があるので、全てのスポーツに適したものじゃないと。野球に適したものもあれば、バスケットがいい土地もあるだろうと。そういったところを見据えながら、適時適切にスポーツを分配していくという視点も重要なのかなと思いますけれども、その点については、いかがでしょうか。

○村田道路公園課長 ありがとうございます。

一見、不整形で使いづらそうな土地であっても、スポーツによっては非常に向いているというような場所もあるのかなと思いますので、今頂いたご意見を参考に、今後、活用できるような土地を探してまいりたいというふうに考えております。

○大坂委員 ありがとうございます。

2点目の、今行われている遊び場事業で、キャッチボールができる時間帯を設けることということで、先ほど10か所がありますよという話がありましたけれども、ここでのキャッチボールというのは、今現状、どういう形になっているのでしょうか。

○山崎子育て推進課長 先ほども少しご説明しましたが、プレーリーダーのほうを配置している遊び場ですと、ボールなどを貸し出ししております。その中で、キャッチボール専用のボールというものがございまして、それとグローブも貸出しをして、それで、キャッチボール等をやっております。また、広い場所、外濠公園などでは、かなり場所が広く、広いということ等もありますので、距離的に安全対策が取れているということもありますので、そちらのほうでは、軟球なども使いながら、キャッチボールもやっているというような状況でございます。

○大坂委員 じゃあ、一通りキャッチボールができないことはない体制はできているという認識だとは思いますが。そうした中で、こうした陳情が出てくるということは、野球を練習する子どもたちにとって、それが使い勝手のいい状況になっているのかどうかということところが課題なのかなというふうには感じます。というのも、日曜日の日中に設定はされているケースが多いと思うんですけれども、そういった時間帯って、野球をやっている子や、ちゃんと学校で練習をしたりですとか、夢の島だったり、花小金井だったりとかで試合をしている時間帯ですと、それ以外のところ、平日の夕方ですとか、夜も含めてなんですけれども、そういったところで練習ができるような箇所があると、非常にこの陳情者の趣旨には沿うのかなというふうに認識はするんですけれども、その辺りはいかがでしょうか。

○山崎子育て推進課長 まず、この遊び場事業の目的としましては、ボールも使って遊ぶことで、子どもたちが外で伸び伸びと遊べるということが趣旨でございます。なので、野球の専用の遊び場というようなわけではないんですね。ただ、軟式を使いたい、軟式を使ってキャッチボールもしたいというようなご要望などもありますので、今現在、防球ネット等を使って、遊び場を区切って、軟球も使えるような、軟球を使ってキャッチボールもできるような遊び場の検討というのを、今、進めているところでございます。そういうふうな物を置いたり、ネットを配置できたりということを見ると、あとは、時間帯とかということも考えると、旧九段中学校、これはもう毎日9時から、朝の9時から午後5時までやっておりますので、そういった場所でできないかどうかということ、今、検討しているところでございます。

○大坂委員 ぜひ、検討を進めていただきたいと思います。

特に、旧九段中学校に関しては、それなりに広い面積もありますし、野球だけじゃなくて、ほかのスポーツもという声も、恐らく野球ができるようになれば上がってくると思いますので、様々なスポーツが平等に遊べる、練習できるというような空間ができれば、すばらしいことだと思いますので、その実現に向けて、ちょっと検討を加速していただくとありがたいなと思います。

○山崎子育て推進課長 今、委員おっしゃっていただいたとおり、野球だけじゃなくて、バスケットをやりたいとか、サッカーをやりたいとかというところで、皆さん、この遊び場を使って、いろいろな遊び方、鬼ごっこをやりたいという子もいらっしゃいますんで、我々としては、皆さんが様々な遊び方ができるように、まずは、安全対策というものをしっかり取りつつ、その中で、キャッチボールもできるようなことも考えていかなきゃいけないなと思っておりますので、対策を進めていくようにやっております。

以上です。

○桜井委員長 はい。小野委員。

○小野委員 今、様々、大坂委員からの質疑の中で理解ができました。いろいろ検討が進んでいるということが理解できたんですけども、ふじみこどもひろばについては、いかがでしょうか。今、土日、祝日で午前9時から5時で、乳幼児のみが利用可に長らくなっているかと思っておりますけれども、ここについても、検討というのは入っているのでしょうか。

○山崎子育て推進課長 こちらのふじみこどもひろばにつきましては、衆議院の宿舎の土地だということで、今現在、国のほうで、基本設計のトーンに入っているということ、今、借りているような状態です。そちらのほうは、いずれにしろ、もう返さなきゃいけないということですので、検討の中には入ってございません。

○小野委員 入っていない。いない。

○山崎子育て推進課長 はい。

○小野委員 分かりました。具体的に、いつ頃まで乳幼児広場として使う予定になっているか、ちょっと、その辺りの期間を教えてください。

○山崎子育て推進課長 まだはっきりとした日程までは決めているわけではないんですが、取りあえず、今年度いっぱい使うというところまでは、はっきりしているところでございます。なので、もう設計のほうに入ってきているという段階ですので、返すときには、原状復帰しなきゃいけないというところも、そういった工事等もありますので、今のところ、今年度まではというところまでしか決まっていないというところでございます。

○小野委員 分かりました。ありがとうございます。

○桜井委員長 はい。

ほかには。

○入山副委員長 今、様々質疑があったと思うんですけども、この遊び場事業とキャッチボールができるというのは、違ったということで理解してよろしいですか。

○山崎子育て推進課長 あくまでも、遊び場事業に関しましては、ボール遊びができるという、そういう場所ですね。今まで公園などではボール遊びできませんよという公園のルールがございました。そういったところから、ボール遊びができる場所というのがなかなかないねというところで、平成25年以降、遊び場事業というのを始めていたというところですが、ただ、その中でも、当然、キャッチボールもできるようなことも考えていかなきゃ

やいけないなというところですので、全く違うというような、キャッチボールとかボール遊びでいったら、今、道路公園課長がご説明していた対策というところも共通点があるのかなというところでございます。

○入山副委員長 今回の陳情は、ボール遊びと——ボール遊びという言い方じゃないですね。キャッチボールとボール遊びとというのがきっちり分けたほうがいいというような陳情だと思うんですけども、神田橋公園なんかは、これから整備されていく、令和9年には出来上がるということですけども、和泉公園については、もう6年、9年という時間がかかるということで、もう小学生の子が、多分、恐らく中学生、高校生になっちゃうぐらいの時間になると思うんですけど、これについて、和泉橋については、どこか代替とかというのを考えていらっしゃるんですか。

○川崎子ども施設課長 和泉公園につきましては、今、隣接しています和泉小学校の建て替えて、和泉公園の場所に建て替えをさせていただけないかということで、地域と議論したり、あと、実際に、そういうことができる場合には、都市計画変更をしなきゃいけないので、そういったことは、地域と話しながら、今やっているところでございます。ただ、和泉小学校の建て替えを和泉公園の場所でやった場合には、当然、その期間、和泉公園が閉鎖されますので、とはいえ、あの辺りにほかの広いオープンスペースというのはございませんので、今は、周辺の佐久間公園や和泉児童遊園、あと、以前、区のほうで取得しました旧和泉町ポンプ所跡地のところを、すごく小さな土地ではございますが、ネットワークしながらオープンスペースとして活用していきたいと思っております。

○入山副委員長 じゃあ、あと、簡単に。すみません。この陳情ですと、平日の午後2時から4時という時間帯という設定がありますけども、この時間というのは、延長というか、若干早いのかなと。学校が終わってすぐという形ですし、保護者とキャッチボールするという時間でもないのかなと思うんですが、そこら辺はいかがでしょう。

○村田道路公園課長 その辺は、ちょっと地域の実情に合わせて、対応してまいりたいと思いますが、夜になると、照明のあるところ、ないところ、ないところのほうが多いという事情もございますので、そういったところも踏まえて、時間設定をしてみたいというふうに思います。

○桜井委員長 ほかにありますか。

○小林委員 いろいろ議論の中で、今まで行われている遊び場事業のキャッチボールなんですけど、先ほど答弁もありましたけど、前からキャッチボールするために、鳥籠、鳥籠みたいのを用意して、ほかの自治体では鳥籠をやっているところは結構あるんですけど、鳥籠も中途半端に作ると、事故が起きちゃうので、でも、お金もかかるしというのがあるんですけど、ちょっと、今後、やっぱりキャッチボールをやるなら、外に出ちゃいけないので、鳥籠検討をしてもらえないかなと。この、今、陳情の2でやっているところに答えるには、やっぱりキャッチボールを硬いボールでやるには、鳥籠みたいのを検討しないとできないと思うんで、それを一つご検討いただきたい。

それと、特に、公園で自由にできるとなると、やっぱりお子様が、鳥籠がない場合だよ、児童の方がいらっしやると、小さい方がいらっしやると、巻き込まれちゃうことがあるんで、例えば、芳林公園なんかは施設ができる公園ですよ。両方で施設ができる公園だと。さっきの答弁の中でもあったんですけど、使える時間帯を区切れば、できないこと

はないかなと思うんですよ。例えばですよ、芳林公園はもう5時にお子さんが帰っちゃうと。すると、5時から、7時で施錠しちゃうんだけど、もしくは、花火をやったときは8時まで延長したりしていたんで、夜の時間帯をもし芳林公園みたいに施錠のできる公園だったら、貸し出して、そこでやれるということがあれば、仮にですよ、6時から8時までにはキャッチボールをやっていいよということにして、施錠してやると。8時まで、8時ぐらいただと、ちょっとうるさいという近隣の苦情が出るんで、その辺も、時間帯でいうと、現実的にできるんじゃないかなというのがあります。これ、全部質問しちゃうと。

あと、実際、先ほど道路公園課長からご答弁あったけど、未利用地、千代田区の未利用地を検討していくというんだけど、実際に、今までずっとやってきて、未利用地もどこも使いようがないんですよ。ほとんど使えないんですね。だから、実際、場所がないというのを鑑みて進めない、駄目だと思います。だから、この陳情もそうなんで、具体的に神田公園という新しくできるところとか、和泉橋公園を整備するというのが出てきているんで、新しい場所の未利用地を探すというのは、あれば、未利用地で具体的なものがないから、今、ここまで来ちゃっているんで、そこを追求してもらうよりも、今の時点では、時間帯の変更とか、できるところの施錠のあるところを使うとか、鳥籠とかというのがいいんじゃないかと私は思うんで、その辺のご検討願えればと思いますけど、いかがですか。

○村田道路公園課長 ただいま頂いた3点のご質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の鳥籠につきましては、やはりボール遊びをする以上は、外にボールが出て、人に当たってしまう、車に当たってしまう、そういった事故を避ける上でも、外に出ないためのネット、鳥籠というものは非常に重要だと思いますので、ボール遊び場を整備する上では必要不可欠なものとして我々も考えた上で、整備に取り組んでまいりたいというふうに思います。

2点目、夜でも、夜の時間帯でもボール遊びが運用によってはできるのではないかとご意見ですが、おっしゃるとおり、やはり運用方法を工夫するということは非常に重要かなというふうに思います。先ほどちょっと申し上げたんですけれども、場所によって、十分な施設、特に夜だと本当に明るい照明器具ですね、ぼんやりとした——ぼんやりとしたというか、いわゆる、一般的にあるような照明器具ではキャッチボールがなかなか難しい部分もあるのかなと思いますので、そういった設備によるところもありますが、時間帯を工夫して、ボール遊び、キャッチボールができる時間帯を設けるというのは、今頂いたご意見を踏まえて、今後検討してまいりたいというふうに思います。

最後、未利用地がこれまで使えなかったというお話です。これまで、千代田区としては、やはりいろんな人が満足できるような公園というものを念頭に整備してまいりました。やはり、そういう頭でおりますと、なかなか広くて形がいい場所じゃないと向いていないところから、なかなか未利用地の活用というのが進んでいなかったのかなというふうに思います。ただ、今後は、今のボール遊びとか、ほかにも、いわゆるコアなニーズに応えるという広場として整備をしていくということであれば、先ほど大坂委員からも頂きましたように、目途を達成するのに向けた公園整備というのできるのかなというふうに思いますので、そういう視点で、今後、取り組んでまいりたいというふうに思います。

○桜井委員長 はい。

ほかにありますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。この陳情につきましては、千代田区内にキャッチボール広場の設置を求める陳情ということで、陳情事項は2点述べられております。1点目の神田橋公園の整備、そして、和泉公園の整備については、先ほどの資料を基に、具体的に今後の中で整備をしていくということで、まだ具体的なところはこれからですけど、整備をしていくと。ただ、今後の予定がかなり先のものもあるわけなので、これについては、これからいろいろと地域のことのご意見も聞きながら、子どものご意見も聞きながら整備をしていくと。

それと、遊び場事業については、10か所の遊び場事業の一覧を頂きました。これについては、具体的に現在の時間等も書かれておるんですけども、この件については、時間だとか、利用できる場所だとか等についても、前向きな、行えるという、調整が行えるということのご答弁も頂いております。子どもたちのご意見を聞きながら、ぜひ、なるべく早くできるものとなると、ここのところをやっていくしか、今、現状としてはないように思いましたので、そこら辺のところを検討していただいて、子どもの今回の陳情にある内容に沿えるような形で、ぜひ、区のほうも安全にキャッチボールができるような策を行っていただきたいというふうに思います。

ということで、本日の議事録をもって、陳情の審査としてお返ししたいと思っておりますけど、よろしいでしょうか。（発言する者あり）えっ。

○小林委員 反対なんていないよ。採択……

○桜井委員長 採択。だから、そういう方向で、まあ、採択ですよ、このお話は。採択なのか、不採択なのかということじゃなくて……

○小林委員 採択なんですか。

○桜井委員長 採択ですよ。

分かりました。改めまして、この陳情については採択をするということで、内容については、今、私のほうで、執行機関のほうにお願いをしましたけども、そういう方向で整備をぜひしていただきたいということで、話の内容は、ですから、採択ですよ。採択ということではよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。それでは、そのようにさせていただきます。

ちょっと休憩します。

午後1時32分休憩

午後1時33分再開

○桜井委員長 それでは、委員会を再開します。

次に、二番町地区のまちづくり関連についてです。

本件に関する陳情は、新たに当委員会へ送付された陳情、送付7-29、二番町日テレ跡地再開発における安全・安心等に関する丁寧な説明を求める陳情、送付7-30、二番町の日テレ跡地再開発における地域貢献と加算容積率に関する説明を求める陳情及び継続中の送付6-26、38、39、送付7-5、7、16、17の合計9件です。関連するため、一括で審査することとしてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 そのようにさせていただきます。

執行機関から何か情報がございましたら頂きます。

○齋藤翹町地域まちづくり担当課長 それでは、二番町地区の陳情では、附帯決議を踏まえまして、前向きな場づくりを進めていくよう、意見を頂いております、関連して、まず最初に、先月、9月20日に開催しました第2回次世代シンポジウムの概要を説明させていただきます。ファイル番号04、環ま03-1をご覧ください。

実施概要でございます。実施概要でございます、翹町小学校体育館にて、20日土曜日、午後3時から午後7時まで開催しまして、参加者22名、傍聴者33名の合わせて55名の方にご出席いただいております。前回シンポジウムで議論できなかった二番町の日本テレビ計画での懸念事項や心配事を解消することを目的に、区のほか、中立的な立場での司会進行をお願いすべく、ファシリテーター2名、まちづくりの専門的な立場で、心配事等への見解を頂くため、学識経験者のコメンテーターを1名及び事業者である日本テレビに参加いただいております。

次に、当日のプログラムでございます。区から開催趣旨、地区計画の概要の説明などを行いまして、日本テレビからの挨拶を挟み、ファシリテーターの進行の下、心配事の解消を行いました。心配事の解消については、事前に頂いた意見のほか、当日も追加で発言を頂きながら、専門家、事業者、区から回答を進めながら、心配事の解消をするという流れで実施したところでございます。

続きまして、アンケートの結果の概要です。会の終わりに出席者に記入いただいたアンケート結果3点を用いながら、会の結果概要を説明させていただきます。

1点目が、当委員会でも周知方法に対する意見を頂いておりますが、地域からも周知方法の意見をもらったところでございます。左の円グラフのとおり、7割近くは区報掲載など、これまでの周知方法が便利といったご意見で、そのほかのご意見として、地域のコミュニティ施設、例えば、いきいきプラザへの掲示などを活用してはどうかといったご意見や、区のLINEの活用なども意見を頂いておりますので、今後の開催に当たって、参考にまいります。

2点目の今回のシンポジウムの満足度でございます。大きく分類しますと、「とても良かった」、「まあまあ良かった」というご意見が7割、「あまり良くなかった」、「全く良くなかった」という回答が約3割の回答と頂いております。下に主な意見を記載してございますが、専門家の交通整理の下で話し合いができたという肯定的な意見がある一方で、日本テレビを擁護しているように感じられ、住民の生活実感からは違和感があったとのご意見も頂いております。また、住民の意見表明の時間がもっと欲しかったというご意見や、心配を抱えられている住民の方のご意見を聞く機会だけではなく、今後の未来を語る場が欲しかったといったような意見もございました。今回は、心配事の解消に時間配分が多くなりましたが、次回は、未来を語る場の時間も設けていければと考えてございます。

3点目、一番右側の円グラフでございます。今回のシンポジウムが心配事の解消につながったかというご質問でございました。「解消された」、「ある程度解消された」、もしくは、「心配事は特にない」を含めると、約4割でございます—あ、約6割でございます。「あまり解消されなかった」、もしくは、「全く解消されなかった」という回答が4割となっております。下の意見にもございますが、まだ計画も具体化されていない段階で、もやもやがあるといったご意見、心配事の仕分をしたため、決まっていることと、もしくは、

そうでないことの理解が深まったというご意見、まだ計画が具体化していない段階で、なかなか風とか具体的な数値が示せないため、心配事の解消につながらないといったご意見や、決まっていないことも多いことが分かって、逆に心配も増えたというご意見もございました。

区民の方のそれぞれの心配事の内容にも違いがございまして、今回、解消につながったというご意見もある一方で、計画検討段階であることから、具体的な説明ができず、心配ごとの解消につながらなかったといったことも認識してございます。一方で、解消につながらなかったとしても、意見で出てきた心配事が日本テレビに伝わることで、今後の計画づくりに生かされていく場になったということも効果でございまして、日本テレビさんは、これから意見を踏まえながら、計画策定していくこととなります。

今後につきましては、第2回の結果状況を踏まえまして、具体的な計画がないと心配事の解消や明るい未来に向けての施設活用の議論など、これ以上は難しいと認識してございまして、次回は、日本テレビさんから具体の建築計画案を提出してもらって、説明を行う場として、シンポジウムを開始するということをご説明したところでございます。

なお、今回のシンポジウムの結果概要でございますが、今後、公表を予定しておりますが、当委員会もそうですが、都市計画審議会にも報告してまいります。また、結果の周知を活用しながら、今回参加されなかった方々にも、当地区の情報提供の機会としてまいりたいと考えてございます。

補足となりますが、シンポジウム当日の配付資料について、本日の配付資料につけてございます。資料の内容説明は、今までの概要説明をもって省略させていただきますが、構成を説明させていただきたいと思っております。

まず、ファイル番号05、環ま03-2が「番町次世代シンポジウムの開催について」ということで、当日の出席者への会場やプログラムの案内資料となっております。

続きまして、ファイル番号06、環ま03-3及び07、環ま03-4が二番町地区地区計画の概要資料でございまして、こちらは区が説明した概要資料でございます。

続きまして、ファイル番号08、環ま03-5がこれまでに寄せられた心配事と題してございますが、当日の心配事の解消のために、事前に頂いた意見やこれまでの意見をまとめた整理表でございます。先ほど説明したとおり、これに基づき、心配事の解消、あるいはさらに会場での意見表明も頂いて進めていったところでございます。

続きまして、ファイル番号09、環ま03-6、募集時に寄せられたご意見と題してございますけど、これが事前に募集されたものでございます。先ほどの心配事の整理表のベースとなっております。

続きまして、ファイル番号10、環ま03-7、第2回番町次世代シンポジウムアンケートが、当日の感想等収集のために配付したアンケート用紙。

最後、配付資料として、ファイル番号11、環ま03-8、都市計画用語解説が当日の発言で出てくると想定したまちづくりの用語の解説です。

以上がシンポジウムの概要となります。

続きまして、資料がファイル番号12、環ま03-9でございます。

まず、継続審議になっている7件の陳情の概要及び区の実施概要を、ただいまちょっと説明した第2回シンポジウムも踏まえまして、説明させていただこうと思っております。

この資料でございますけど、左に陳情番号、件名、陳情の内容の概要、それに対する区
の考え方となっております。陳情6-26から7-16を除く7-17までは、附帯決
議を踏まえまして、シンポジウムの進め方に関する陳情でございます。こちらに関しては、
区の出組は、先ほどの説明と重複する部分がございますが、附帯決議を踏まえまして、1
月に第1回シンポジウムを開催し、あったらいい未来について、将来像や具体的なアクシ
ョンなどについて、フューチャーセッション方式という参加者から協調的なアクションを
引き出し、協力し合うことにつながっていく手法を活用しながら、前向きに話し合える雰
囲気づくりを行いました。一方で、対象となっているエリアが番町地域の広い範囲となっ
ていたことから、二番町の日本テレビ計画に絞って意見を聞いてみたらいいということや、
会の形式としてオープンにしたらどうかというご意見を当委員会からも頂いて、第2回で
は、先ほどの多くの方が参加できる形式で、事前意見募集も頂きながら、二番町の日本テ
レビ計画をテーマに、懸念事項や心配事を出してもらい、その解消、また、今後の計画へ
の配慮事項を事業者に伝える場としたところでございます。

日本テレビは、今後、計画を具体的に作成していく段階になりまして、次は日本テレビ
に具体的な計画を説明いただき、よりよい計画としていくことや、懸念事項の解消につな
げていくような会として取り組んでいくといったところでございます。

なお、一旦除きました陳情7-16については、一部は開発全般に関わるご意見という
ことで、今後の参考にさせていただくとともに、その他は都市計画手続に関する事項で、
既に手続において説明させていただいているといったこと、あと、エリアマネジメントに
ついては、まだ具体的に決まっていない事項であり、今後検討していく事項となってい
ます。日本テレビからの具体的な建築計画の進捗状況も踏まえ、区も検討支援し、日本
テレビ、地域と一緒に検討していくこととなります。

続きまして、新規でございました2件の陳情、7-29、7-30についてでございます。

7-29、安全・安心等に関する丁寧な説明を求める陳情については、地区計画の決定
の手続で説明等させていただいている容積率の根拠や、上位計画との整合に関することの
ほか、第2回シンポジウムで扱ったような住環境に関する心配事や、公園の管理運営の心
配事、あるいは治安等への心配事と認識してございます。心配事の解消に当たって、2回
目で扱った事項ですので、出席されなかったことも含め、今後、結果の公表の周知、また、
次回以降のシンポジウムを通じながら取り組んでまいります。

続いて、7-30、地域貢献と加算容積率に関する説明を求める陳情は4点あり、1か
ら3点目までが地区計画で決定した容積率の根拠や、それに付随する貢献施設の評価の考
え方ですが、これまでの都市計画手続で説明してございますとおり、都の運用基準に沿っ
て算定評価してございます。併せて、専門家会議での検証も踏まえ、決定されたところで
ございます。最後に、4点目のエリアマネジメントについては、現時点で、先ほど申しま
したとおり、具体的な内容は未定であり、今後、区も検討支援しながら、日本テレビ、地
域と一緒に検討していくこととなります。

以上で、二番町地区のまちづくりに関する陳情に関連して、区の出組の説明は終わらせ
ていただきます。

○桜井委員長 はい。ありがとうございました。

それでは、質疑を受けます。

○春山委員 私も傍聴させていただいたんですけれども、当日。なかなか白熱した、いろんなご意見が皆さんから出たのかなというふうに認識しています。

参加された方々のプロフィールというか、年齢とか性別とか、そういうものは、何らか整理されているんでしょうか。

○齋藤翹町地域まちづくり担当課長 ご質問の年代、性別、あと、番町地域との関わりというところで分析してございます。

年代のほうですけど、基本的には、一番多いのが70代の方で3割で、それに続いて、50代が2割ぐらい、あと、40代、60代が10から15%といったような状況でございます。主な概要はそのような形です。

性別に関しては、男性、女性、大体、ここは、6割、4割ぐらいの比率でございます。あと、番町との関わりでございますけど、おおよそほぼ8割以上の方が在住されている方という形でございます。

以上でございます。

○春山委員 ありがとうございます。まず、在住の方々が多かったというのは、あれだけの人数が在住者8割というのは、とてもよかったのかなという印象です。会場はやはり少し年齢層が高いなというふうに思いました。お子様連れが本当に少なかったのも、その辺の、やっぱり多様な方々の意見を聞くということがすごく必要になってくると思うので、その辺の告知の方法とかは、今後、次の回にかけて見直しをされたほうがいいのではないかと考えています。

というのは、心配事の解消がメインのテーマだったので、やっぱり心配事を抱えていらっしゃる方が多く発言するというのは、もう会の目的がそのものがそれだったので、特定の方々が心配を今まで持たれてきたことをお話ししたいという意味では、そういう方々の何が心配なのかということも聞けたのもよかったのかなと思いますが、次の未来の共有ということを主軸にしたときには、やはり心配事がない方々は、この会にはほとんどいらっしゃらなかったと、発言されなかったと思うので、そうでない方々のこうあってほしい未来の共有という会を、しっかりと、次、立てつけをしていただきたいなと思います。その辺りはいかがでしょうか。

○齋藤翹町地域まちづくり担当課長 委員のご意見のとおり、アンケートでも、そういった、やっぱり未来を語る場が欲しいというご意見も寄せられております。1回目が少しクローズではございますけど、少し番町の未来を語り合う場といったところで、少しバランスを取って、今回違うテーマでやらせていただいたところでございます。第3回目については、ある程度具体の計画がないと、なかなか心配、ご質問解消につながらないと思ってございますので、そういった計画が出てくれば、心配事を解消する場面にもつながるでしょうし、また計画が具体化して、皆さんイメージを共有されることで、わくわく感というか、また次の、その計画を生かしてどういうふうにやっていこうという、未来を語る場にもつながっていくと思いますので、そういった両方の視点を踏まえて、多様な意見を聞きながら進めていきたいと思ってございます。

○春山委員 その上で、2点お伺いさせていただきたいと思います。

まず1点目なんですけれども、区側で地域が本当に公共貢献を望んでいるのかというこ

とは、区のほうはこの公共貢献をまちが望んでいるんだという意識というか理解はどの程度されているのか、お伺いしたいなというふうに思っています。公共貢献が要らないという声も多かったと思うんですけども、それは心配事の中で出ていると思うんですが、本当に次回の未来の共有の中では、地域が望んでいる公共貢献はこれだから、区としてはこういう計画なんですということをやっぱりはっきり言えるような立てつけをきちんとつくっていく必要があると思うんですけども、その把握も含めて、それが地域は望んでいるのかということについてどう思われているか、お聞かせ……

○齋藤麴町地域まちづくり担当課長 この日本テレビの計画で、公共貢献として、駅との接続のバリアフリー化だとか、地域で不足している広場の整備だとかというようなところがメインとなってございますけど、基本的にはこれまで都市計画手続を通じて、いろんな反対というか心配事のご意見も頂いておりますけど、一方で賛成というご意見も多数頂いているという中では、やはりこの地域貢献というのが必要なんだというのは、十分区としては認識しているといったところでございます。

今後こういったまちづくりのシンポジウム、今回の第2回の事前意見の募集の中でも、今回、主な意見の中では、これは抜粋ではございますけど、やはりこの計画が遅れていくことで、なかなか地域課題が解決していかないというご心配、そういうご心配も頂いておりますので、かなり早く進めてほしいというご意見もあるんだなということが、このシンポジウムの意見募集も含めて把握させていただいたといったところでございます。

○春山委員 この皆様が持たれている心配事、ごめんなさい、私的には大きく三つに分かれているかなと思っています。一つが、もう計画が出てこないと解消できない心配事。それは計画案が出た段階で議論していきなり意見交換していくべきことだと思う。もう一つが、先ほど申し上げた公共貢献の在り方をどう考えていくのかということも一つで、最後に、かなり議論になっていたところがエリアマネジメントだと思います。エリアマネジメントという言葉と、プロパティマネジメントと、コミュニティマネジメントは、言語が錯綜していると。議論の中でのエリアマネジメントという用語は、皆さんエリアマネジメントと使いながら、指しているものが違うということが多々あったのではないかと思うことと、この二番町の計画のところにエリマネ棟と書かれているということと、ということと、番町の森と庭を今運営受託している企業さんが、ホームページにも番町エリアマネジメントと書いていると。

そうすると、それが駄目とは全然言わないんですけども、もともと商業業務地のエリアマネジメントをやってきた運営委託している会社さんが、番町全体をマネジメントしますというふうに捉えられてしまうというところの、そのエリアマネジメントの用語等、誰が何をマネジメントするのかということをやっぱり交通整理していかないと、いつまでたっても日テレさんのエリマネ棟は住環境にふさわしくないマネジメントになるんじゃないかと。そこがまた番町全体も考えているのかと。そうすると、住環境を全然考えていないのに番町のエリアマネジメントをしているというふうに捉えられていくと。そういう事実の、それぞれの事実に基づかない不安というか、やり取りがやっぱりすごく続いていくのではないかと思うので、その辺はプロパティマネジメントなのか、どこを対象としたエリアマネジメントなのか、誰が何のマネジメントをするのかというのは、そろそろ交通整理なり、それは住民の方々を交えたエリアマネジメントとは何かという勉強会も含めて、

しっかりと用語の整理をしていくことが必要ではないかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○齋藤麴町地域まちづくり担当課長 委員ご指摘のように、第2回シンポジウムでも少しエリマネの議論になって、それをイメージされているものが共通認識としてなっていなかったというのが一つあるのかなと感じてございます。おっしゃるように、プロパティマネジメント、あそこの日テレさんの計画の中でできる、広場だけを活用して、そこでイベントを開くのがエリアマネジメントなのかということ、そういうわけでもなくて、やっぱりエリアマネジメント、地域の付加価値を高めるために活動していくことなんで、そのツールとして広場とかエリマネ棟があるということだと認識してございますので、まずはそういった関係者で共通認識を図ることが非常に大切だなと思ってございます。

おっしゃるように、商業エリアマネジメントと、このエリア、商業地に隣接して住宅地ということもございまして、そういったことも配慮しながらどういった活動をしていくのがいいのかということも、非常に大切な視点なんだなというふうに思っておりますので、エリアマネジメントって少し、一言に言いますが、いろんな目的とか活動、あるいはおっしゃるようにどういった範囲でやるのかというのを、今後、日本テレビさんも含めて交通整理した上で、地域の人たちとも検討していこうかなと思ってございます。

○春山委員 ぜひその辺り、しっかりと、交通整理も含めて、関係者と言語の共有も含めてやっていていただきたいと思えます。

添付の資料にある都市計画用語解説のところのエリアマネジメントも、美化・緑化、安全・安心な地域のまちづくり、③イベントの開催、④観光客の誘致など、一般的なエリアマネジメントの要望をここに載せられたんだと思うんですけども、多くは開発に伴う商業業務地のエリアマネジメントが、皆さんイメージされやすいと思うんですけども、海外は住宅地のエリアマネジメントなり、そういう住環境を守るという意味でのエリアマネジメントの事例もたくさんあるので、そういうところも情報共有していただきながら、番町に合ったエリアマネジメントは何かというのを、やっぱり住民の人たちと共有できるような形を進めていただくのがいいかなと思いますが、いかがでしょうか。

○齋藤麴町地域まちづくり担当課長 そうですね。ちょっと千代田区内でもいろいろ商業業務地でのエリアマネジメントを多数やってございますけど、こういった番町のところは初めてのような試みですので、いろんな先ほど言われたような先進事例も研究しながら、検討を進めたいと思っております。

○桜井委員長 はい。ほかにありますか。

○小林委員 番町次世代シンポジウムの開催を9月20日に行いましたけど、ここの中で、目的、昨年決定した地区計画の内容を確認する。番町の後ろ向きな未来を回避する。二番町再開発に対する疑問や心配事を解消するということが目的だったんだけど、僕、何回もお願いしていたんだけど、イントロダクションで、ここに入ってあるシンポジウムの目的や流れの確認、地区計画の概要説明と書いてあるんだけど、基本的にお願ひしていたところ、二番町計画の附帯決議文、これを出して説明したんですか。

○齋藤麴町地域まちづくり担当課長 説明したかどうか、資料を出して説明したかどうかということで申しますと、附帯決議自体は出していません。シンポジウムの開催の趣旨として附帯決議のことも触れさせていただいたといったところ。で——よろしいですか。あ

と当然、この番町次世代シンポジウムの開催に当たりまして、事前の募集のときに、地区計画のこれまでの経緯とか、あるいは附帯決議という資料もつけながら募集したといったところでございます。

○小林委員 だからね、これ、役所がやらなくちゃいけないことというのは、場をつくるという。何の場をつくるかということ、いろいろな、賛成する人は進めるからいいのよ。いいということは当然いいんだけど、反対する人にどう理解していただいて、一緒に進めてもらえるのかというのが目的なのよ。みんな理解していただくというのが。その中で、何で今みたいな、基本的な部分ですよ、これ。都市計画審議会だってすんなりぱっと通っちゃったわけじゃないんですよ。だから附帯決議がついたわけですよ。その附帯決議の重さを役所というのはあんまり重大視していないと見えちゃう。見えちゃうというか見えています。

これ、附帯決議に書いてあることはすごく基本的なところでしょ。意見の対立により地区の住民を二分するような事態が長期にわたって継続しています。この対立状態が継続して深まっていくということは、地区内の住民にとって、良好な市街地環境の形成または保持のための計画という地区計画の本旨を全うする上で望ましいものではありませんと言っているんだよ。地区計画を一生懸命説明したって、ここで、概要を説明したら、この地区計画に対して附帯決議がついているんだから、この附帯決議を説明しないと、要するに紙を渡しましたというんじゃなくて、ここのところを説明しないから、そういうふうに反対の人がまた疑問を持ちちゃう。ここのところを徹底的に、言っていますよ、千代田区当局に対し、区の融和を図るため、次の事項の実施を要請しますと。全て関係者がこの問題に関し前向きに話し合える場づくりを協力することを切望しますとつくったんでしょ。

それで、1、事業の具体化に当たっては、地区内の融和に向けて、事業者・関係住民・関係機関などと共に真摯な努力を重ねる。その次ですよ。2番、地区計画の決定事項である高さや容積率はそれぞれの上限を定めてあるもので、事業者が地区の要望を受け止めて、上限に対してゆとりを持った計画内容とすることを妨げるものではない。この建物の設計段階においては、その可能性について事業者と十分に協議すること。

これは何を言っているかということ、初め120メートルとか150メートルが出ました。120メートルになりました。90メートルにしようかなと思ったら80メートルに決まりました。でも、まだ高いと思っている人はいる。60メートルだから、そもそもが。でも80メートルになったんだけど、ここで言っていることは、80メートルにしたんだけど、ここだって80メートルいっぱい使ってやっていいよというんじゃなくて、可能性としては80メートルまでちゃんとキャップは閉めたんだけど、よく考えてね、みんなと話して、という話だと思っただけど、可能性についてと言っているわけ。可能性もありますよというようなところも話していかないと、その話は80メートルですよと思ったら、キャップをしまったということ、出てこなくなっちゃうから、こういうところの説明をしっかりとなくちゃいけないんですよ。そこで、関係者の納得が得られるような真摯な努力をし、と書いてあるんですね。変更の手續に遺漏がないよう慎重に進めることと。

この要するに決議、附帯決議、ここが基本で行かなかつたら、そりゃいろいろやっぱり出てきますよ、幾ら説明をやつたって。地区計画の説明をやつたって。それに条件がついたんだから。附帯がついたんだから。その附帯をしっかり説明しないでこのシンポジウム

に入れば、これは理解されないところが何人か出ちゃうのよ、何人かと。全員分かれとは言わないよ。だけど皆さんが立腹して、いいまちをつくって進めようとしているときに、基本の部分をカットしちゃう駄目よ。

これは、次やるときには、ここの決議、要するに附帯決議については、みんなが理解するような形で、この後でもいいです。資料を配るときには、こういう地区計画には附帯決議がついて、この附帯決議をご理解くださいぐらいなものをつけないと、これからまた問題がうまく解消していかないと思うんですよ。その辺の見解はいかがですか。

○齋藤麴町地域まちづくり担当課長 ちょっと附帯決議自体は重たいものだという認識は区としてもしてございます。当日、こちらの附帯決議の内容を一言一句説明はしませんでしたけど、融和を図るための前向きな場づくりという、そもそも何でこれを、こういうシンポジウムをやっているかという趣旨は我々も重く受け止めていますので、説明させていただいているところでございます。

また、当日、ファシリテーターも都計審の委員でございましたので、都計審の委員からも、地区を二分しているような事態を招いて、それでこういった附帯決議を出したんだよというところを都計審の委員からも説明させていただいておりまして、説明はしてございますけど、このペーパーは出していないといったことでございますので、ちょっとこの結果概要の公表方法については、また、どのようにするかということを検討させていただきます。

○加島まちづくり担当部長 小林委員が言われるところは大事だと思います。いよいよ次回、計画を出してもらおうという形になりますので、その際に改めてちゃんとしっかり、経緯含めて附帯決議を説明させていただきたいなというふうに思います。

○小林委員 そのこのところが一つまたちょっと質問したいんだけど、基本計画と与件整理について。与件の整理。与件。与件するわけです、いろいろなことを。その与件と基本計画、今、基本計画を出してから、出してからと言うんだけど、基本計画というのは基本的には与件整理ができて出すのが普通だと思いますよ。要件整理もできていないのに基本計画だけ出して、どこが悪いんでしょうなんて言ったら、与件、こういう与件があるよと出してたじゃないかということになるんで、今の時点で与件整理の与件というのはどれぐらい与件しているのか、具体的に出してください。

○齋藤麴町地域まちづくり担当課長 与件整理というのは、基本計画を立てる上で、地域の方々はどういった心配事があって、それに基づいて、それに配慮して日本テレビさんに計画してほしいということなんで、今回いろいろご心配事を頂いて、それに基づいて、当然、今回、日テレさんも先ほどのとおり参加していただいたということですので、それに基づいて基本計画を立てていただくということで、今回そういった与件整理というか、心配事を伝える会とさせていただいたといったところでございます。

あと当然、事前の意見の募集もありましたし、当然これまで頂いた都市計画の手続の中で、地域の方々から、今後の地区計画だけじゃなくて、今後、基本計画を立てる上で、いろんなこんなことを配慮してほしいというご意見もあったので、そういったことを盛り込んで今回心配事のほうに入れ込んで、日本テレビさんに伝えさせていただいたということです。

○小林委員 それはよろしいことなんですけど、それを役所なり日テレさんが整理しちゃ

ったら、それは整理されちゃったことになるんで、そうじゃなくて、どういう与件が出ているのか。それが対一でどこに基本計画に入っているのかというような正誤表みたいなのがないと、与件を整理したことになる。勝手に整理しちゃ困るんですよ。勝手に整理されちゃうと住民がまた不安に思っちゃうだけで。その与件を整理する際には、基本計画と与件の関係がなくちゃ駄目なんです。

そこでちょっと、こちらは頂いた二番町計画の検討ステップ、これを出しましたよね。これはどこが出したの。ステップはどちらが出したんですか。

○齋藤翹町地域まちづくり担当課長 千代田区のほうで。

○小林委員 ですよ。

○齋藤翹町地域まちづくり担当課長 地まち課のほうで出して。

○小林委員 千代田区でこんなすばらしい。さすが部長、いいものを出しているんですよ。そこに何と書いてあるかということ、前向きに話し合える場の検討・設置ということで、与件整理というのがあって、その下に基本計画6か月以上と書いてあるんですよ。基本計画を6か月以上、与件を整理しながらやりましょう。協議をしながらやりましょうというのを、千代田区が作ったペーパーですよ、千代田区が作ったペーパー。そのようになっていますか、今。お答えください。

○齋藤翹町地域まちづくり担当課長 与件の整理でございますけど、今回配らせていただいた配付資料のこれまで寄せられた心配事なんですけど、その中で、心配事と心配事への見解という形で、このようにまとめるという形に、今後……

○小林委員 しますよね。

○齋藤翹町地域まちづくり担当課長 ええ。当日はある程度ばーっと意見を書いたんですけど、今後、結果概要として公表する資料としてまとめていくといった形で、心配事に対してじゃあどういふ対応をするのかという形でまとめていきたいという形で整理していきたいと考えてございます。

○小林委員 整理をしていただきたいんですけど、それが基本計画のどこに反映しているのかというのが分かるような、これだけ、整理しただけだと、整理しちゃっただけで、区が整理しました、で終わっちゃうんです。それがいかに基本計画に反映しているかという、この関係性というのを示さないと、整理は終わりましたけど、基本計画に反映しませんでしたとやるつもり。その辺ちょっとちゃんと、だから先ほど言ったように、基本計画と与件整理されたものを目に見える化して、そこがこのように基本計画に反映されていますよというのを繰り返し繰り返しやるから6か月以上もかかるのよ、ここで。それは千代田区が考えている、出している、要するに工程でしょ。そこのところをやっぱり丁寧にやらないといけないんですよ。その辺はいかがですか。

○齋藤翹町地域まちづくり担当課長 一旦、心配事への見解、先ほどのとおり整理させていただいて、次のシンポジウムとかでしっかり計画説明がございまして。それで、今回整理した心配事の整理表と併せて、どういふ対応になったかというのを、これをバージョンアップしながら、次のステップに行くのかなというふうに考えてございます。

○小林委員 じゃあ、ちょっとまとめます。そうすると、まず次のシンポジウム、3回目をやるときには、やるときまでに、もしくは3回目のときにもそうなんだけど、附帯決議は皆さんに分かるように示してください。これが一つ。それから、今やっている基本計画

をお出しになると言っているんで、その基本計画がいかに問題点を要するに整理されて、与件の整理をされて、それが基本計画に生きてきている。どこが生きてきているかという、分かるような説明を次のところではしていただくようにしていただきたいんですけども、いかがですか。

○齋藤麴町地域まちづくり担当課長 次回のシンポジウムの件で2点頂いています。附帯決議についての説明と、あと、今回整理した与件整理、心配事の整理に対しての見解と、それに併せてどう基本計画に反映していくことが分かるような整理ということで、その2点について、次回シンポジウムで対応していきたいと思います。

○桜井委員長 はい。ほかに。

○岩田委員 最初にあったの、まず周知方法の話ですよ。また次回のときは、今回みたいに百何十種類か二百何十種類かあるチラシのうちのたった1枚のチラシを、1枚というか、たった1部のチラシをぽんとそこに置いて、置きましたというようなやり方じゃなくて、だから結局あれは、30部置いたけども、2部しか取る人がいなかったと。そういうようなやり方じゃなくて、もうちょっと皆さんに教えるようにやっていただきたい。

あと、先ほど小林委員がおっしゃっていた附帯決議の話。ペーパーをお出ししなかったというような答弁だったんですけど、いや、それだけじゃなくて、触れただけですから、あくまで。附帯決議の内容じゃなくて、ただ、附帯決議があつてみたいな話で、細かい話まではしていないですからね。だからそれをやはり心配されているんだと思うんですよ。次回は未来を語る場もあればとおっしゃっていましたが、まず心配事を取り除かないと、未来を語る場も何も無いと思うんですよ、正直。

そしてあと、この資料で、これまでに寄せられた心配事というので、08-03-05とあったと思うんですけども、当日何だ、ホワイトボードか、何かスクリーンかなんかに映して、じゃあこれはもう解消されましたねみたいな、書いたじゃないですか。ああいうのも反映してここに頂けると、分かりやすいと思うんです。

そしてあと、工事が遅れることによって心配が解決しないというようなことを何か言っていましたけども、これって結局、そういう何か情報がなかなか出ないので、心配が解決しないんじゃないですかね、正直。先ほどの附帯決議にしても何にしても、皆さんが知りたいこと、先ほど小林委員がおっしゃっていた、80メートルが上限だと言って、じゃあそれ、80が上限で、80メートルになるんじゃないかと、どうなるのかというような意見を聞くとか、そういうような話がまだできるんだよということも説明しなきゃいけないと思うんです。

あとは、計画が分からないと懸念事項も分からないということなんですけど、これというのはどこから出た声なんでしょう。

○齋藤麴町地域まちづくり担当課長 1点目は周知方法のことだったと、認識でございます。今回もアンケートで、周知方法について、こういったそのほかの周知方法のご意見もございましたので、そういったご意見も踏まえながら周知の工夫をしていきたいと考えてございます。そうですね、附帯決議についても説明を次回していきたいと考えてございます。

次回、第3回のシンポジウムで、心配事が解消しないと明るい未来も議論できないんじゃないかというご意見でございましたけど、地域には多様な意見がございますので、せつ

かく計画が説明される時点で、単なる心配事の解消だけじゃなくて、こういったようにまちを前向きに変えていきたいという、そういった方々もいらっしゃいますので、バランスを取りながらプログラムしていきたいと思っています。

3番目に、この心配事に書かれた以外に、当日出てきた意見の反映という形なんですけど、こちらについては、今後、結果概要を公表していく段階で、そういったご意見も加筆しながらこの対応表を公表していきたいと思っています。

○桜井委員長 岩田委員。

○岩田委員 あ、まだ。すみません。すみません。

○桜井委員長 あ、失礼。

○齋藤翹町地域まちづくり担当課長 あと、なかなか知りたいことが分からないんじゃないかといったご意見ですけど、区のホームページももう既に第2回シンポジウムの資料等を公表してございますけど、区のホームページも工夫して、日テレさんの、シンポジウムの当日にもご意見がありましたけど、いろんな日テレさんの開発に関するQ&Aなものを日テレさんのホームページに掲載しているんですけど、区のホームページからもある程度すぐ飛べるようにしたりとか、そういった工夫をしながら情報共有や周知を図ってきたいと思っています。

○加島まちづくり担当部長 最後のたしか質問に、計画が出ないと、解消ということで、当日もそうですし、心配事のもともともらっているやつに、風だとか日陰だとかそういったところのお話もやはりあったと。その中で、コメンテーターの先生が、やはりそこは建物の計画が出ないとなかなか説明できないよねというお話があったので、計画が出ないと、というようなことになっております。

○岩田委員 ありがとうございます。よく分かりました。

先ほどの未来を語る場の話で、心配事ばかりじゃなくて、明るい未来も語りたいたいということなんですけど、そこは当日の皆さんに聞いてみるのが一番よろしいと思います。一応そのときは、明るい未来、明るいというか、未来を語る場と言っているながら、でも皆さんが、いや、そういうんじゃないくて、心配事をもうちょっとやってくれよというような話があったら、やっぱりそういうふうになんか柔軟に対応するとか、そういうのもされたほうがよろしいんじゃないかなと僕は個人的に思います。

あと、先ほどの08-03-05の話で、今後、順次書き込んでいったものを出すということなんですけども、せっかくこの前シンポジウムをやったんで、その直後の委員会なんで、それを、当日いらっしゃらなかった方もいるので、皆さんにお見せするという意味でも出して、それで皆さんに議論をしていただくというほうがスピーディーでいいんじゃないかなと思っただけです。

そして、基本計画のことなんですけど、この基本計画というのは日テレがやるんですよね。これというのは区から要請するものなのか、日テレの都合でつくるものなのか。どうなんでしょう、これって。

○齋藤翹町地域まちづくり担当課長 基本的には基本計画というのは、日本テレビさんが今後の計画、建物を建てる上で基本計画を立てるものだと思います。なので主体は日本テレビさんなんですけど、そのために地区計画、先ほどの附帯決議を踏まえて、区としてもいろいろご意見を頂いていますので、そういった心配事を踏まえて計画を立ててください

よという形で、シンポジウムを開催したといったところでございます。

○岩田委員 ありがとうございます。

そして、その資料も、当日、前に出した資料、前に出して説明されていた資料と皆さんがもらった資料が、違うということはないですけど、なかった。前に出している資料を見た方が、何だ、ここ、全然ないよ、資料、と。どれ、というふうに探すというか、そういう場面があったので、前に出すんだったら手元にも欲しいんですよ。だからそこは次回はこちらとしていただきたい。

というのと、そうですね、今後、この、先ほど検討ステップとあったじゃないですか。二番町計画の検討ステップ。これもお出ししたほうがよろしいんじゃないかなと思います。一応それはお願いします。

○齋藤翹町地域まちづくり担当課長 そうですね。失礼しました。資料、投影したものと配付資料が少し違ったということで、こちらとしては内容としては一緒のものですけど、分かりやすく投影したものを工夫したんですけど、今後、次回以降、ちょっとその辺は気をつけてやっていきたいと思います。

資料のほうも、先ほどの、そうですね、検討ステップのほうも、今どういう段階なのかというのを分かりやすく参加者に伝えるような資料工夫をしていきたいと思います。

○岩田委員 最後で。

○桜井委員長 はい。最後。岩田委員。

○岩田委員 日テレの環境影響調査というのが公表されたんですよね、何かようやく。その説明会をするべきなんじゃないかなというように声を頂いているんですけど、それについてはどうなんでしょう。

○齋藤翹町地域まちづくり担当課長 恐らくそれは都市計画のときに、環境影響評価というか、交通量のことをやったんだと思います。なので、改めて今これは公表されたものではない。先ほど申したとおり、日本テレビさんのホームページで開発計画のQ&Aが載っていますので、そこで以前から、そういった交通量の話とか、どうなっているんですかというQに対して、Aがこうなっていますということを説明しているといった資料が公表されてございます。

なお、具体的に、さっき私も答弁の中で申しましたが、風の影響とかは、今後、具体的な計画をつくっていかないと、なかなか精緻にできないですので、そういったことも含めて第3回のシンポジウムで説明していくのかなというふうに考えてございます。

○岩田委員 ふーん。

○桜井委員長 はい。よろしいですか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。それでは、この件についての質疑は終了します。

9本一括で行ってきました。扱いについて、委員の皆さん、いかがいたしましょうか。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 継続でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。それでは、継続とさせていただきます。

暫時休憩します。

午後2時25分休憩

午後2時35分再開

○桜井委員長 委員会を再開します。

次に、日程2、千代田区内における投機目的マンション取引の防止を求める意見書（案）について審査します。本意見書については、先日、各派協議会で、当委員会において議論することになりましたので、まずは提案者から趣旨説明をお願いしたいと思います。

富山委員。

○富山委員 意見書について説明させていただきます。

これは千代田区内におけるマンションの投機的取引を抑制するよう、国と東京都に求める意見書になっています。近年、千代田区では1室数億円に及び高額マンションが多数建設、販売されており、国内外の富裕層や法人による投機目的の購入が増加しています。これらの多くは実際には居住されず、投機のみ行われて、空室のまま放置されているケースも少なくありません。特に外国人投資家が日本国内で住所登記や資産保全を目的として購入する動きも見られ、実際の生活とは無関係な名義上の所有が増えています。このような所有が増えると、国内の住宅価格や家賃の高騰を招く。実際に居住を希望する子育て世帯や勤労層が進めなくなるおそれがあり、結果として地域の空洞化や小学校の統廃合、地域コミュニティの分断につながる懸念があります。

もともと不動産市場は市場原理に委ねるべきものですが、投機目的の短期売買が加熱すると、生活のための住宅よりも投資や投機のための資産としての住宅が優先され、本来の都市機能を損なう事態に陥ります。特に外国資本による購入では、短時間での転売や、所有者が国外にいて実態の分からない登記のみの物件も増加しており、マネーロンダリングや不透明な資金移動の懸念も指摘されています。こうした問題は区単独での対応が困難であり、国や東京都による包括的な制度整備や課税措置の強化が必要です。

このため、次の3点を要望しています。税制面での抑制措置、実需優先の制度、外国人投資家による投機的購入に関する規制。

本意見書は、千代田区のまちが投資対象ではなく暮らす場所として存続できるようにするため、国と東京都に対し、実効性のある対策を講じるよう求めるものです。

以上です。

○桜井委員長 はい。ありがとうございました。

それでは、ただいまお示しを頂いた意見書（案）について、委員からの意見などを受けたいと思います。ございましたら、挙手を願います。

○大坂委員 この方向性については全く賛同いたしますし……

○桜井委員長 方向性というのは、趣旨ということ。

○大坂委員 はい。全体的な方向性ですね。意図していること。要は、外国人による投機目的の販売というのはやっぱり抑制していかなければならないし、千代田区としても不動産業界に対して要請をしたという方向性もありますし、この求める方向性というのは具体的にしっかりと議論して、千代田区が住環境としてしっかりと、区民のために住宅等々が供給されるような仕組みとこのをしっかりとつくりついでいかなきゃいけないという立場において、全く異を唱えるものではないというふうに思っています。

その上で、ちょっと何点か理事者のほうにも確認をしておきたいところがあるんですけど

れども、今、富山委員のほうから、投機によって外国資本等々に買われて、空室が目立ってきているんじゃないかというような意見がありました。こういった状況については、どの程度、新しく分譲されたマンションのうち外国籍の方に投機で買われて、空室のままそれが市場に流れずに、値上がりを待たれている状態になっているというふうに認識しているのか、把握をしていけば、その実態についてお答えいただければと思います。

○桜井委員長 分かりますか。

住宅課長。

○山内住宅課長 こちらにつきましては、区のほうで調査を実施いたしましたマンションにつきまして、多いマンションですと7割程度、住所が違うという方がいらっしゃいましたので、その中で、全てが外国人の方ではない、外国の住所ではないということではございますが、そういった形でなっておりますので、そういったところが空室ということではないかというふうにこちらでは推測をしているところでございます。

○藤本環境まちづくり部長 委員長、補足説明をさせていただきます。

○桜井委員長 環境まちづくり部長。

○藤本環境まちづくり部長 正確に言いますと、販売されたマンションでどれだけ空室かというのをしっかりと調査をしているわけではないんですけども、我々が行った調査というのは、最近販売されたマンションの登記簿を調べまして、その登記の住所がそこに住んでいる方がどうかというものを調べたところです。そこで、7割近くの方がその住所でなかった例があったということと、あとは、それを投機というふうに判断したというのは、事業者からのヒアリングをして、投機があるということをつかんだということと、あと、販売されたマンションが最近やはりもう既に売りに出されているというところから見て、投機があるというふうに判断したということでございます。

○桜井委員長 大坂委員。

○大坂委員 そのところの実態がすごく知りたかったんですね。というのは何かというと、そもそも分譲されたマンションが、必ずしもその購入者が住むわけではなくて、それがまたさらに賃貸に出されるケースというのは今までも往々にしてあって、それが市場に賃貸住宅を供給するという側面も一部になっていたとは思っています。実際、私も千代田区内で分譲されたマンションに賃貸で住んでいた時期が何年かありますので、そういったものにもお世話にはなっている状況の中で、空室のまま残されていってしまうというのが非常に問題が大きいのかなというふうに思っています。じゃあ、空室のままでは価値を生み出さないわけじゃないですか。それがその先、転売されて、転売された先は住んでいくのか、賃貸に出されるのか、それともまたさらにそこから空室になっていってしまうのか。その辺のトレンドといいますか、今、外国籍の投資家が投機目的で千代田区のマンションを買った場合というのは、どういうお金の増やし方をしているというふうにならんでいらっしゃるのでしょうか。

○藤本環境まちづくり部長 その辺り、はっきりとは、やはり実際住んでいるかどうかの調べようは、調査の方法が今なくて、国交省もそういうふうに困っているところです。それなので、登記簿を見て傾向を調べたということです。

あともう一つは、それがどういうふうに投機に回っているかということなんですけれども、千代田区の中古のマンションの販売価格というのが、ここ最近、コロナ禍以降は、1

0%ぐらいずつ上昇しているということがございます。そうすると、例えば3億円のマンション、2億円のマンションを1年たって販売すると、10%の利益があるのと、あと、それでも、もしそこで転売したとしても、税金を、販売すると諸経費というのを支払うことになるんですけども、大体4%から6%というふうに言われていまして、大体6%としても、払ったとして、しかも短期譲渡税39.63%を支払いしても、まだ何百万円も利益があるという状況なので、そういった形で転売が行われるんだろうなというふうに推測をしているということでございます。

○大坂委員 ありがとうございます。要はどういった形で千代田区のマンションがお金に化けているのかということをしかりと分かった上でじゃないと、効果的な対策というのが取れないのかなというふうに考えているのが、まず1点あります。

こういった市場で今までやってきた売買に対して、公で様々な規制をかけてしまうことに対して、やっぱり一定の危惧があるというか、様々なものを規制してしまうがゆえに、財産権を侵害してしまうですとか、そういったものもありますし、規制が過剰になってしまうと、区民の方々がそもそも持っていた不動産の価値の下落を招きかねないという危惧もあるので、その辺りは、効果的な施策等を実際ちゃんと検討した上で進めていかないと危険なのかなというところがあるので、慎重に検討を進めていただきたいと思います。

今のお話を伺いすると、この1番のところですね、1番のところは非常に、ここで短期転売に関する規制といいますか、課税を大きくするというところが、10%のところを上回らないように調整することがもし可能であれば、一定の効果はあるのかなと。それが5年の長期譲渡になれば、そこが緩和されるよということになれば、通常に購入された方にとってはそんなに大きなデメリットがなくなるという意味では、そこは一つ施策としてはいいのかなとは思っています。ただ、ちょっとこの書き方のところについてよく分からないところもあるので、そこについてはまた後で意見として申し上げたいと思うんですが。

次の2の実需優先の制度のところ、自己居住義務を課す制度というところなんですね。先ほど実際に住んでいるかどうかの判断が難しい、方法がないということもありましたが、ここについて、ここで述べてしまうと、なかなかちょっと実態として難しいのかなというところですね。自己居住義務という形を、実際に本当に住んでいるかどうかの確認もできないですし、例えば投機じゃなくて投資目的で買って、普通に分譲、適正な価格で分譲に出している方との区別というのがなかなかつけられないと思うんですよ。普通に分譲に、分譲として買って賃貸を出しているという方が一定数いるとすれば、それが千代田区内の賃貸住宅の供給に貢献しているという側面もありますので、その辺の考え方というのはどのように整理されるんでしょうか。難しい。（「難しい」と呼ぶ者あり）

○桜井委員長 この文章については区が出したわけじゃないからないから、ないから、だから区のほうでは答えられないけども、も、一般的に、今、大坂さんが最後言った、本当に住んでいるのかどうかということについては確認はできないという、さっきそういう話だったんじゃないかな。じゃあ、これは、富山さん。大丈夫。富山さん。

○富山委員 自己って、どこの部分なんですか。自己居住部分。

○桜井委員長 えっ。自己って入っていないんだ。言葉。

○富山委員 入っていない。

○大坂委員 自己居住義務を課す制度の……

○春山委員 あ、それ、私が修正したまま……

○大坂委員 修正したの。えっ。あ、ほんと。

○春山委員 はい。それだと制限がかかってしまうので、一定期間の居住義務であれば賃貸も含めてという。

○大坂委員 あ、じゃあ……

○桜井委員長 ちょっと休憩します。

午後2時48分休憩

午後2時49分再開

○桜井委員長 委員会を再開します。

じゃあ、大坂委員。

○大坂委員 先ほどの発言は、ちょっと修正前の資料を見ての発言でしたので、自己というのは取ってあって、居住義務を課す制度の検討というのが正しい文言だったと思います。

一方で、またこれも、ああ言えばこう言うの世界になってしまうのかもしれないんですけども、千代田区内の高級分譲マンションが、一定数、事務所利用もされているという実態もありますので、それが居住とその辺りの判断というのが、もうこれもまた難しくなってきたというところもあって、この2番のところについてはなかなか現状難しいんじゃないのかなというのが私の意見ではあります。

3番に関しても続けて言ってしまうんですが、これに関しては、昨今というか、昨日だがおととい、政府のほうから、カナダとドイツの制度というものを研究して、一定程度方向性を取りまとめた上で税制の改正につなげていくというような発表がありました。これも全く同じ方向性を向いているものですので、これは趣旨としてはいいのかなと思うんですが、一方で、政府がやろうとしていることを改めて意見書として提出するということの是非というのが改めて問われるのかなとは思いますが、方向性としてはこれは問題ないのかなと思っております。

○桜井委員長 はい。分かりました。

この案文についてのご意見があったら、頂きます。

○岩田委員 自分は、これは、1番は税金の話なんですけど、これ、払おうと思えば払えると思うんですよ。例えば、僕、ちょっとネットで千代田区内の民泊のことをちょっと調べたら、ちょっと所管は違うんですけども、以前、私、福祉委員会にいたときに、民泊を千代田区内でどうするのかと議論したときに比べて、何か増えているような気がするんですね、何か。ここで認めたかというようなところがあたりなんかして、増えているような気がするんです、何か。

で、闇民泊みたいなのがもしも増えているとしたら、これって例えば何日か稼働すれば元が取れるというのを、じゃあもっと何日も稼働しようというふうになれば、税金もペイできてしまうというか。ちょっと調べたら、今、ワンルームでも1泊2万9,000円ぐらい払えるらしいんですよ。何か取れるらしいんですね、相場として千代田区内って。2万9,000円から、繁忙期だと3万円以上も取れることがあるというふうに宣伝しているサイトもあるんです。ワンルームだと12万円から14万円ぐらい。場所によって様々なんですけど。それを考えると、月の半分ぐらい闇で稼働したら元が取れちゃうんじゃないか

など思うんですね。それで、しかも平均稼働率が80%と書いてあるんです、そのサイトには。だから、税金だけだと言うと、ちょっとこれはなかなか難しいかなと思うんです。

2番、先ほど大坂委員もおっしゃっていましたが、部屋を持っていて、そこを貸した先が事務所だったりしたら、実際には住んでいないわけで、その人たちもこれにかかってしまうのかなというので、ちょっと残念だなと思います。

3番、僕はちょっと、あんまり言うにあれですけども、もうちょっと厳しくしたほうがいいんじゃないかなと思うんですね。タイなんかは、土地、何か購入が原則不可ということで、今、日本の法律で、すごい古い法律で、実際にはあるんだけども稼働していないと。稼働したこともないし、稼働していないという法律があるんです。外国人土地法というのがあって、古いのがあるんですよ。あるんです。実際稼働していないし、適用されたことは実は一度もない。それは、今やると、ちょっと憲法上問題があるんじゃないかと言われている。「あるんじゃないか」ですね。だから、それを憲法上問題のない程度の運用をして、例えば「土地とかを買うことを制限するぐらい」のことを言っていただきたかったなと思います。そしてこれが終わりじゃなくて、継続的にやってもらいたいというのが私の気持ちで。でも、方向性としてはもうずばり、もう本当に合っています。ただ、もうちょっと何ですかね、厳しくというのが本音であります。

○桜井委員長 はい。ありがとうございます。

小林委員。

○小林委員 もう趣旨は賛同しますが、ちょっともう文言整理から。

1については、体言止めになっちゃっているんで。

○桜井委員長 えっ。

○小林委員 体言止めになっているんで、「加重課税。」みたいになっているから、文章としては。

○桜井委員長 ああ、「てにをは」のことね。

○小林委員 そうです、そうです。「加重課税など実効性ある税制措置を検討すること」と、そういうように直したほうがいいんじゃない。

○桜井委員長 はい。

○小林委員 それから、2についてですけど、先ほど大坂委員も言いましたが、ちょっと民間不動産の取引は、やっぱり契約自由財産権の領域で、居住義務を課することは基本的に憲法29条との抵触を招くおそれがあると思います。国が個別的に国に頼んで居住を課することは極めて制約措置となるんで、措置となるおそれがあるんで、ちょっと問題かなと思います。

それから、自治体の権限を、この部分で言うと超過しているんじゃないかと。2は。分譲契約や所有権の行使制限は、区や都が独自に実施する性質の問題になる。国、民法、不動産登記制度に関わる。区として提案するとしては、ちょっと実効性が、先ほど言ったように実効性に乏しいところがあるんで、ちょっとこの辺はどうか。

それから実需確認や、先ほども指摘がありましたけど、居住義務を制度化すると、流通が停滞するおそれがある。不動産全体が投機的な、投資全体が萎縮するおそれもあると。ちょっとその辺もあって、少しあれしますけれど、その辺がおそれがあります。

それから実質的に、先ほど居住実態の把握というのが難しいと。住民票を見るとか電気

使用、水光熱料を使っているかとか、その辺を見なくちゃ、ことしかないので、やっぱりプライバシーや個人の情報保護との関係で、その整合性が課題があるおそれがあるんじゃないか。よって、2番は、これは省略したほうがいいんじゃないかと思います。

3番については、これは既に先ほど大坂委員が言ったように、既に国がドイツやオーストラリアでの対策を実施が済んでいると。あえてシンガポール、カナダを参考にと特定国を挙げるのは不自然じゃないかと思います。それと、外国資本の制限みたく感じるところは、WTOの協定や投資保護協定に抵触するおそれがあって、地方議会が要請するのはあんまり適当じゃないかと。外国人のみに制約をかけることが差別的措置とみなされたら困るんで、実質的なリスクが高いんじゃないかと思います。先ほどマネーロンダリング防止や外国資本規制は、こっちは区のレベルではちょっと意見書として出すのは厳しいんじゃないかと思います。

よって、2は、3も、これは3は先ほど、2については、名を修正して、「適正な住宅流通環境の確保」みたいな形で、「国において不動産取引の透明性確保、実需、投機の動向把握、外国資本による取引実態の公表など必要な制度整備を進めること」みたいなことにまとめたらいいんじゃないかと思います。

○桜井委員長 はい。ほかにありますか。いいですか。

委員の皆さんからこの意見書についてのご意見を頂きました。「てにをは」を直すだけというその範疇じゃないようですね。ただ、趣旨は、方向性はみんな、皆さん一致して、そういう方向で、千代田区民が安心して住み続けられるためには、こういう方向性で訴える必要が、意見書を出す必要があるんじゃないかということについては、皆さん一致しているということでもいいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 あした各派協がありますので、その各派協までに正副でお預かりして、代案が出せるかどうか頑張ってやってみます。もし無理なようだと、もうそれはしょうがないので、議長のほうにお返しするようになりますけども、まだこの段階で、委員会として駄目よというところまでの結論にはしないで、何とか形をつくりたいと。そのように思っておりますので、そういう方向でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。じゃあ、そのようにさせていただきます。

それでは、3番のその他に入ります。

委員の皆さん、何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 なし。はい。

執行機関の皆さん、何かありますか。（「特にありません」と呼ぶ者あり）特にありません。はい。

最後に、日程4です。閉会中の特定事件継続調査事項ですが、閉会中といえども委員会が開会できるように議長に申し入れたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。それでは、そのようにさせていただきます。

以上をもちまして、環境まちづくり委員会を閉会といたします。お疲れさまでした。

令和 7年10月14日 環境まちづくり委員会（未定稿）

午後3時00分閉会